

令和4年 第1回臨時会 第2回定例会

宇検村議会会議録

令和4年 5月23日開会	臨時会
令和4年 5月23日閉会	
令和4年 6月 7日開会	定例会
令和4年 6月 9日閉会	

宇 検 村 議 会

令和 4 年第 1 回宇検村議会臨時会

令和 4 年 5 月議会

令和4年第1回宇検村議会臨時会会期日程

5月23日（月）開会～5月23日（月）閉会 会期1日間

日 次	月 日	曜 日	会 議 ・ 休 会 ・ その他
第 1 日	5月23日	月	本会議（開会・議案審議・閉会）

令和 4 年第 1 回宇検村議会臨時会

第 1 日

令和 4 年 5 月 23 日

令和 3 年第 1 回宇検村議会臨時会会議録
令和 4 年 5 月 2 3 日（月曜日）午前 9 時 3 0 分開議

1. 議事日程（第 1 号）

○開会の宣告

○日程第 1 会議録署名議員の指名

○日程第 2 会期の決定

○日程第 3 承認第 2 号 専決処分（令和 3 年度宇検村一般会計補正予算）について
（説明・質疑・討論・採決）

○日程第 4 承認第 3 号 専決処分（令和 3 年度宇検村国保事業特別会計補正予算）につ
いて

○日程第 5 承認第 4 号 専決処分（令和 3 年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算）
について
（以上 2 件一括上程説明・質疑・討論・採決）

○日程第 6 承認第 5 号 専決処分（令和 3 年度宇検村簡易水道事業特別会計補正予算）
について

○日程第 7 承認第 6 号 専決処分（令和 3 年度宇検村農業集落排水事業特別会計補正予
算）について

○日程第 8 承認第 7 号 専決処分（令和 3 年度宇検村漁港漁村集落排水事業特別会計補
正予算）について
（以上 3 件一括上程説明・質疑・討論・採決）

○日程第 9 承認第 8 号 専決処分（令和 3 年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算）
について
（説明・質疑・討論・採決）

○日程第 10 承認第 9 号 専決処分（令和 3 年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計補正
予算）について
（説明・質疑・討論・採決）

○日程第 11 承認第 10 号 専決処分（宇検村公益的法人等への一般職の議員の派遣等に関
する条例の制定）について
（説明・質疑・討論・採決）

○日程第 12 承認第 11 号 専決処分（宇検村課設置条例の一部を改正する条例）について
（説明・質疑・討論・採決）

○日程第 13 承認第 12 号 専決処分（宇検村手数料徴収条例の一部を改正する条例）につ
いて
（説明・質疑・討論・採決）

○日程第 14 承認第 13 号 専決処分（宇検村税条例の一部を改正する条例）について
（説明・質疑・討論・採決）

○日程第 15 承認第 27 号 宇検村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

(説明・質疑・討論・採決)

○日程第 16 承認第 28 号 宇検村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

(説明・質疑・討論・採決)

○閉会の宣言

1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

1. 出席議員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1 番	倉 本 富 夫 君	2 番	壽 山 新太郎 君
3 番	保 池 穂 好 君	4 番	海 原 隆 家 君
5 番	肥 後 充 浩 君	6 番	吉 永 常 明 君
7 番	喜 島 孝 行 君	8 番	杉 浦 治 俊 君

1. 欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 松 井 学 君 書 記 楠 田 綾 香 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

村 長 元 山 公 知 君	企画観光課長 辰 島 月 美 君
副 村 長 植 田 稔 君	教 育 委 員 会 新 元 真美子 君
教 育 長 村 野 巳代治 君	事 務 局 長 補 佐 建 設 課 長 栄 平四郎 君
総 務 課 長 原 田 俊 昭 君	住 民 税 務 課 長 柳 百々代 君
保 健 福 祉 課 長 保 枝 力 人 君	産 業 振 興 課 長 柳 栄 治 君
会 計 課 長 小 松 洋 仁 君	

△ 開 会 午前9時30分

○職員（松井 学君）

ご起立願います。一同、礼。

○議長（杉浦治俊君）

ただいまから令和4年宇検村議会第1回臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（杉浦治俊君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、吉永常明君、喜島孝行君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（杉浦治俊君）

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

会期は、本日の1日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

会期は、本日の1日間と決定しました。

△ 日程第3 承認第2号 専決処分 令和3年度宇検村一般会計補正予算について承認を求める件

○議長（杉浦治俊君）

日程第3、承認第2号、専決処分、令和3年度宇検村一般会計補正予算について承認を求める件を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

皆様、おはようございます。それでは、承認第2号について、提案理由のご説明をいたします。

承認第2号は、令和3年度宇検村一般会計補正予算についてですが、規定の予算に1,770万7,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ38億9,653万6,000円とするものです。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し

議会の承認を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提出者の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○6番（吉永常明君）

ちょっと繰越明許について、お尋ねします。商工費の6項の商工費の多目的施設の3,000万なんですけど、これは多分3月補正で駐車場整備というのに上がっているんだけど、まだ全然やっていませんよね。いつ頃発注して完成の予定ですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

この3,000万は奄振で補正でついた3,000万円、おっしゃるとおり駐車場の整備事業ということで、繰り越しですので、今積算をしております。5月末、6月の中旬までには入札を行って工事に取りかかる予定となっております。完成が12月、今年中をめどに行っていきたいと思っています。

○議長（杉浦治俊君）

ほかに質疑ありませんか。

○5番（肥後充浩君）

10ページの歳入の村税の固定資産税滞納繰越、これ当初167万4,000円上げていたはずなんですけども、ここで147万6,000円減額ということは、滞納繰越が入って来る分、見込みが今年度はないということでもいいんですか。

○住民税務課長（柳 百々代君）

固定資産税滞納繰越分減額ですが、これは滞納繰越分の不納欠損を落とした額と、それから、違いますね、すみません、そうですね、滞納繰越額を落とした額で、前年度からの滞納繰越として見込んでいた額が、2年度から3年度への滞納繰越として見込んでいた額が、その見込んでいた額以下になったために、調整を減として滞納繰越の予算額も減となっております。以上です。

○5番（肥後充浩君）

ということは、またこの147万6,000円は4年度にもそのまま滞納として上げていく予定ですか。

○住民税務課長（柳 百々代君）

この3年度の滞納繰越の予算額が減額されたものが次の4年度へ繰り越しとなります。以上です。

○5番（肥後充浩君）

それと、28ページの企画費の中で、財源内訳の中で、その他で345万2,000円で上がっていますが、これはその他はどういったその他で金が入ってくる予定なんですか。

○議長（杉浦治俊君）

暫時休憩します。

休憩 午前 9時37分

再開 午前 9時40分

○議長（杉浦治俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○企画観光課長（辰島月美君）

先ほどのその他の財源内訳の件でお答えいたします。普通、支払った後に、今度雑入で入っている部分があるんですけども、宝くじ助成で今年、阿室集落ですか、250万円の宝くじ助成で歳出をした分が、雑入で財団法人のほうから入ってきたので、それを歳出のほうに充当しております。そして、もう1件が自然保護協議会のほうで負担金として出した分が、また余剰金として雑入で入ってきている分をその他の財源充当で財源を充当しております。以上です。

○議長（杉浦治俊君）

ほかに質疑ありませんか。

○5番（肥後充浩君）

それと、52ページの、53ページですね、5、3、4の農業支援コスト支援事業ですけども、これの670万9,000円、これは主にこの減額の4部門ぐらありますので、加工品、水産、農林、林産と、そのうちのどっちのほうで600万、約700万近くの減額になっているのか教えてください。

○産業振興課長（柳 栄治君）

53ページの農林水産物輸送コスト支援事業の670万9,000円の減は、内訳を林業とか農業で分けるということでしょうか。減った理由は実績による減になります。

○5番（肥後充浩君）

当初予算で4項目でそれぞれの金額を上げていますので、どれが一番多かったのか。結局、加工品の金が、加工品の出荷が少なかったからこのコストの予算がいつてないのか、それとも、林産物が少なくて、それに対する予算が少なかったのか、その辺をちょっと教えてください。

○産業振興課長（柳 栄治君）

すみません、確認をします。

○議長（杉浦治俊君）

暫時休憩します。

休憩 午前 9時43分

再開 午前 9時48分

○議長（杉浦治俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○産業振興課長（柳 栄治君）

それでは、先ほどの農産水産物、農林水産物輸送コスト支援事業の減額についてですが、林産物に関しましては400万の減になります。農産物が25万円の減です。加工物に対しましては88万の減、そして水産物に関しましては150万の減額になります。

○議長（杉浦治俊君）

ほかに質疑ありませんか。

○5番（肥後充浩君）

58ページの公営住宅の火災復旧事業なんですけれども、当初でこれはその他で減額になってますけれども1,820万、これは保険金を充当するということで当初上げてあったはずなんですけれども、今回、ここで減額されて、一般財源を全部出しているということは、2,500万全部村単でやったということいいんですか。なぜ保険が出なかったのか、その辺までお願いします。

○総務課長（原田俊昭君）

公営住宅の件について、お答えいたします。この保険は3年度で出る予定で準備を進めておりました。ですけど、2回にわたって申請をしております、最初が2千百何十万だったと思いますが、申請をして、また工事を進める上で、また400万余り申請をしております。それで、最初の2,100万については、保険が出るということで回答はいただいております。ですけど、後からの400万も含めてですね、回答がまた後日あるということで、とにかく3年度にこれが間に合わなかったということであります。ですから、4年度で確実に入ってくることになっております。ですから、後から申請した分が、その対象経費、火災の経費がどの分で、ほかはこの分という感じで、今、分ける作業を保険会社のほうでやっていると思っております。以上であります。

○議長（杉浦治俊君）

ほかに質疑ありませんか。

○2番（壽山新太郎君）

一つだけ確認をしたいんですが、繰越明許費の中で8款消防費の名柄消防車庫新築工事の956万5,000円なんですが、これはいつ頃工事が始まって、いつ頃完成するのか、説明をお願いします。

○総務課長（原田俊昭君）

この工事については、以前もお答えしたと思いますが、とにかく川の工事が道路のところが終わらないと始められないということで、大型のクレーンを持って来てやるものですから、それが終わりましたらですね、すぐ取りかかる予定であります。ですから、工期というか、その終了は始まってからはっきりするということでございます。

○2番（壽山新太郎君）

やっぱり見てみますと、消防車両が今、雨ざらしというか、車庫の中に入れてないので、やはり機械、エンジンとか、そういったのがやっぱり雨ざらしになると、やはり痛んできますので、なるべく早めをお願いしないと、やっぱり緊急車両ですので、そこあたりは早めにご対応をお願いします。

○議長（杉浦治俊君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第2号、専決処分、令和3年度宇検村一般会計補正予算について承認を求める件を採決いたします。

お諮りします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

承認第2号、専決処分、令和3年度宇検村一般会計補正予算について承認を求める件は、原案のとおり承認することに決定しました。

△ 日程第4 承認第3号 専決処分 令和3年度宇検村国保事業特別会計補正予算について承認を求める件

△ 日程第5 承認第4号 専決処分 令和3年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算について承認を求める件

○議長（杉浦治俊君）

日程第4、承認第3号、専決処分、令和3年度宇検村国保事業特別会計補正予算について、日程第5、承認第4号、専決処分、令和3年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算について承認を求める件、以上2件を一括議題とします。

本2件についての提出者の説明を求めます。

○議長（杉浦治俊君）

承認第3号、承認第4号について、提案理由のご説明をいたします。

承認第3号は、令和3年度宇検村国保事業特別会計補正予算についてですが、規定の予算から3,191

万6,000円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ1億8,977万9,000円とするものです。

承認第4号は、令和3年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算についてですが、規定の予算から756万4,000円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ6,614万1,000円とするものです。

以上2件とも、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものです。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提出者の説明を終わります。

これから、質疑を一括して行います。

質疑ありませんか。

○6番（吉永常明君）

これ、両方とも思ったのが、ほとんどの項目にマイナスになっているんだけど、コロナの影響ということで認識してよろしいでしょうか。

○保健福祉課長（保枝力人君）

お答えいたします。おっしゃるとおり委託費と負担金等が減っておりますので、コロナに関係して減額となっております。以上です。

○議長（杉浦治俊君）

ほかに質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を一括して行います。

討論ありませんか。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第3号、専決処分、令和3年度宇検村国保事業特別会計補正予算について承認を求める件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

承認第3号、専決処分、令和3年度宇検村国保事業特別会計補正予算について承認を求める件は、原案のとおり承認することに決定しました。

これから、承認第4号、専決処分、令和3年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算について承認を求める件を採決いたします。

お諮りします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

承認第4号、専決処分、令和3年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算について承認を求める件は、原案のとおり承認することに決定しました。

△ 日程第6 承認第5号 専決処分 令和3年度宇検村簡易水道事業特別会計補正予算について承認を求める件

△ 日程第7 承認第6号 専決処分 令和3年度宇検村農業集落排水事業特別会計補正予算について承認を求める件

△ 日程第8 承認第7号 専決処分 令和3年度宇検村漁港漁村集落排水事業特別会計補正予算について承認を求める件

○議長（杉浦治俊君）

日程第6、承認第5号、専決処分、令和3年度宇検村簡易水道事業特別会計補正予算について、日程第7、承認第6号、専決処分、令和3年度宇検村農業集落排水事業特別会計補正予算について、日程第8、承認第7号、専決処分、令和3年度宇検村漁港漁村集落排水事業特別会計補正予算について承認を求める件、以上3件を一括議題とします。

本3件について、提出者の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

承認第5号、承認第6号、承認第7号について、提案理由のご説明をいたします。

承認第5号は、令和3年度宇検村簡易水道事業特別会計補正予算についてですが、規定の予算に1,666万円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ2億4,985万7,000円とするものです。

承認第6号は、令和3年度宇検村農業集落排水事業特別会計補正予算についてですが、規定の予算から576万8,000円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ1億690万6,000円とするものです。

承認第7号は、令和3年度宇検村漁港漁村集落排水事業特別会計補正予算についてですが、規定の予算から267万円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ1,797万4,000円とするものです。

以上3件とも、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで提出者の説明を終わります。

これから、質疑を一括して行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を一括して行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第5号、専決処分、令和3年度宇検村簡易水道事業特別会計補正予算について承認を求める件を採決いたします。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

承認第5号、専決処分、令和3年度宇検村簡易水道事業特別会計補正予算について承認を求める件は、原案のとおり承認することに決定しました。

これから、承認第6号、専決処分、令和3年度宇検村農業集落排水事業特別会計補正予算について承認を求める件を採決いたします。

お諮りします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

承認第6号、専決処分、令和3年度宇検村農業集落排水事業特別会計補正予算について承認を求める件は、原案のとおり承認することに決定しました。

これから、承認第7号、専決処分、令和3年度宇検村漁港漁村集落排水事業特別会計補正予算につ

いて承認を求める件を採決いたします。

お諮りします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

承認第7号、専決処分、令和3年度宇検村漁港漁村集落排水事業特別会計補正予算について承認を求める件は、原案のとおり承認することに決定しました。

△ 日程第9 承認第8号 専決処分 令和3年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算について承認を求める件

○議長（杉浦治俊君）

日程第9、承認第8号、専決処分、令和3年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算について承認を求める件を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

承認第8号について、提案理由のご説明をいたします。

承認第8号は、令和3年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算についてですが、規定の予算から4,431万9,000円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ2億5,748万7,000円とするものです。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提出者の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第8号、専決処分、令和3年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算について承認を求める件を採決いたします。

お諮りします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

承認第8号、専決処分、令和3年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算について承認を求める件は、原案のとおり承認することに決定しました。

△ 日程第10 承認第9号 専決処分 令和3年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計補正予算について承認を求める件

○議長（杉浦治俊君）

日程第10、承認第9号、専決処分、令和3年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計補正予算について承認を求める件を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

承認第9号について、提案理由のご説明をいたします。

承認第9号は、令和3年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計補正予算についてですが、規定の予算から148万5,000円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ3,751万6,000円とするものです。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提出者の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第9号、専決処分、宇検村後期高齢者医療事業特別会計補正予算について承認を求める件を採決いたします。

お諮りします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

承認第9号、専決処分、宇検村後期高齢者医療事業特別会計補正予算について承認を求める件は、原案のとおり承認することに決定しました。

△ 日程第11 承認第10号 専決処分 宇検村公益的法人等への一般職の職員の派遣等に関する条例の制定について承認を求める件

○議長（杉浦治俊君）

日程第11、承認第10号、専決処分、宇検村公益的法人等への一般職の職員の派遣等に関する条例の制定について承認を求める件を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

承認第10号について、提案理由のご説明をいたします。

承認第10号は、宇検村公益的法人等への一般職の職員の派遣等に関する条例の制定についてですが、元気の出る公社への職員派遣のため施行に急を要し、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提出者の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第10号、専決処分、宇検村公益的法人等への一般職の職員の派遣等に関する条例の制定について承認を求める件を採決いたします。

お諮りします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

承認第10号、専決処分、宇検村公益的法人等への一般職の職員の派遣等に関する条例の制定について承認を求める件は、原案のとおり承認することに決定しました。

△ 日程第12 承認第11号 専決処分 宇検村課設置条例の一部を改正する条例について承認を求める件

○議長（杉浦治俊君）

日程第12、承認第11号、専決処分、宇検村課設置条例の一部を改正する条例について承認を求める件を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

承認第11号について、提案理由のご説明をいたします。

承認第11号は、宇検村課設置条例の一部を改正する条例についてですが、課における事務分掌の見直しにより施行に急を要し、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提出者の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○6番（吉永常明君）

この条例を見ますと、ぱっと見、変わったところって、7条の農業集落排水の10番、11番が変わっ

ているんですけど、その他、どこか変わっているところがあるんですか。

○総務課長（原田俊昭君）

主に今おっしゃった農業集落排水事業でございます。あと、林道の関係とかがですね、内容的に建設課から産業振興課のほうに移動しております。以上です。

○議長（杉浦治俊君）

ほかに質疑ありませんか。

○5番（肥後充浩君）

今のところなんですけども、農業土木土地改良森林土木、技術的にもその辺は全部、災害等があったときもそれに対応するというのでいいんですか。いいのですね、これで、その辺はどうですか。

○総務課長（原田俊昭君）

この事務分掌の見直しに当たって、建設課、産業振興課、あと村全体ですね、含めて、十分に話し合っておりますので、対応は可能であります。以上です。

○5番（肥後充浩君）

対応可能というか、それはもうぜひ対応してもらわないと困りますので、災害時とか、そういったときの調査、それから査定額の金額の出し方、技術職員がやはり必要だと思いますので、その辺は遅滞なくできるようにお願いしたいと思います。その辺はそう考えていいわけですね。総務課長、災害があったときとか、林道で災害があった場合、土地改良で災害があった場合、それから農道で災害があった場合の対応というのは、全部すべてこの産業振興課でやるということで考えていいわけですね。

○総務課長（原田俊昭君）

この事務分掌の中で行いますが、各課協力してですね、対応していきます。以上です。

○議長（杉浦治俊君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第11号、専決処分、宇検村課設置条例の一部を改正する条例について承認を求める件を採決いたします。

お諮りします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

承認第11号、専決処分、宇検村課設置条例の一部を改正する条例について承認を求める件は、原案のとおり承認することに決定しました。

△ 日程第13 承認第12号 専決処分 宇検村手数料徴収条例の一部を改正する条例について
承認を求める件

○議長（杉浦治俊君）

日程第13、承認第12号、専決処分、宇検村手数料徴収条例の一部を改正する条例について承認を求める件を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

承認第12号について、提案理由のご説明をいたします。

承認第12号は、宇検村手数料徴収条例の一部を改正する条例についてですが、戸籍証明について条例で定め無料で証明を行うため、施行に急を要し、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提出者の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第12号、専決処分、宇検村手数料徴収条例の一部を改正する条例について承認を求める件を採決いたします。

お諮りします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

承認第12号、専決処分、宇検村手数料徴収条例の一部を改正する条例について承認を求める件は、原案のとおり承認することに決定しました。

△ 日程第14 承認第13号 専決処分 宇検村税条例の一部を改正する条例について承認を求める件

○議長（杉浦治俊君）

日程第14、承認第13号、専決処分、宇検村税条例の一部を改正する条例について承認を求める件を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

承認第13号について、提案理由のご説明をいたします。

承認第13号は、宇検村税条例等の一部を改正する条例についてですが、地方税法の一部改正により施行に急を要し、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提出者の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第13号、専決処分、宇検村税条例の一部を改正する条例について承認を求める件を採決いたします。

お諮りします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

承認第13号、専決処分、宇検村税条例の一部を改正する条例について承認を求める件は、原案のとおり承認することに決定しました。

△ 日程第15 議案第27号 宇検村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（杉浦治俊君）

日程第15、議案第27号、宇検村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第27号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第27号は、宇検村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてですが、国の令和3年8月10日付け人事院の勧告に鑑み、一般職員の期末手当の支給額を改定するため条例を改正しようとするものであり、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第27号、宇検村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第27号、宇検村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

△ 日程第16 議案第28号 宇検村特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（杉浦治俊君）

日程第16、議案第28号、宇検村特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第28号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第28号は、宇検村特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてですが、国の令和3年8月10日付け人事院の勧告に鑑み、特別職の職員の期末手当の支給額を改定するため条例を改正しようとするものであり、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第28号、宇検村特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第28号、宇検村特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第1回臨時会を閉会いたします。

○職員（松井 学君）

ご起立願います。一同、礼。

閉会 午前10時24分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

宇検村議会議長 杉 浦 治 俊

宇検村議会議員 吉 永 常 明

宇検村議会議員 喜 島 孝 行

令和 4 年第 2 回宇検村議会定例会

令和 4 年 6 月議会

令和4年第2回宇検村議会定例会会期日程

6月7日（火）開会～6月9日（木）閉会 会期 3日間

日 次	月 日	曜 日	会 議 ・ 休 会 ・ その他
第 1 日	6月7日	火	本会議（開会・一般質問・議案審議）
第 2 日	6月8日	水	常任委員会・全員協議会
第 3 日	6月9日	木	本会議（議案審議・閉会）

令和 4 年第 2 回宇検村議会定例会

第 1 日

令和 4 年 6 月 7 日

令和４年第２回宇検村議会定例会会議録
令和４年６月７日（火曜日）午前９時３０分開議

１．議事日程（第１号）

○開会の宣告

○日程第 １ 会議録署名議員の指名

○日程第 ２ 会期の決定

○日程第 ３ 諸般の報告

○日程第 ４ 行政報告

○日程第 ５ 一般質問（通告順）

５番 肥後 充浩 議員

２番 海原 隆家 議員

６番 保池 穂好 議員

○日程第 ６ 議案第 29号 令和４年度宇検村一般会計補正予算について

（説明・質疑・討論・採決）

○日程第 ７ 議案第30号 令和４年度宇検村国保事業特別会計補正予算について

（説明・質疑・討論・採決）

○日程第 ８ 議案第31号 令和４年度宇検村宇検村国保施設事業特別会計補正予算について

（説明・質疑・討論・採決）

○日程第 ９ 議案第32号 令和４年度宇検村簡易水道事業特別会計補正予算について

（説明・質疑・討論・採決）

○日程第 10 議案第33号 令和４年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算について

（説明・質疑・討論・採決）

○日程第 11 議案第34号 令和４年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計補正予算について

（説明・質疑・討論・採決）

○日程第 12 陳情第 7号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための政府予算に係る意見書採択の陳情について

（委員会付託省略・討論・採決）

○日程第 13 発議第 1号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための政府予算に係る意見書採択について

（質疑・討論・採決）

散会の宣告

１．本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

1. 出席議員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1 番	倉 本 富 夫 君	2 番	壽 山 新太郎 君
3 番	保 池 穂 好 君	4 番	海 原 隆 家 君
5 番	肥 後 充 浩 君	6 番	吉 永 常 明 君
7 番	喜 島 孝 行 君	8 番	杉 浦 治 俊 君

1. 欠席議員

なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 松 井 学 君 書 記 楠 田 綾 香 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

村 長 元 山 公 知 君	企画観光課長 辰 島 月 美 君
副 村 長 植 田 稔 君	教育委員会事務局長 藤 貴 文 君
教 育 長 村 野 巳代治 君	建 設 課 長 栄 平四郎 君
総 務 課 長 原 田 俊 昭 君	住民税務課長補佐 松 山 秀 人 君
保健福祉課長 保 枝 力 人 君	産業振興課長 柳 栄 治 君
会 計 課 長 小 松 洋 仁 君	

△ 開 会 午前９時３０分

○職員（松井 学君）

ご起立願います。一同、礼。

○議長（杉浦治俊君）

ただいまから令和4年第2回宇検村議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお配りしたとおりです。

△日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（杉浦治俊君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、倉本富夫君、壽山新太郎君を指名します。

△ 日程第２ 会期の決定

○議長（杉浦治俊君）

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月9日までの3日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

会期は、本日から6月9日までの3日間と決定しました。

△ 日程第３ 諸般の報告

○議長（杉浦治俊君）

日程第3、諸般の報告を行います。

私の諸般の報告は、お手元にお配りしてあります報告書のとおりです。お目通しを願いたいと思います。

これで、諸般の報告を終わります。

△ 日程第４ 行政報告

○議長（杉浦治俊君）

日程第4、行政報告を行います。

村長から、行政報告の申し出がありました。これを許します。

○村長（元山公知君）

皆様、おはようございます。それでは、令和4年3月定例議会報告後の行政報告を行います。皆様のお手元にお配りしているとおりでございますが、主だったものを報告いたします。

3月12日、村消防団表彰伝達式を元気の出る館で行いました。

3月20日、日産自動車との電気自動車を活用した持続可能なまちづくり連携協定式を役場会議室で行いました。

同日、けんむんの館でFMうけん祭りに出席し、ゼロカーボンシティ宣言を行い、脱炭素社会へ取り組むことを村内外に発信いたしました。

4月3日、関西奄美会の第105回総会と芸能大会が尼崎市であり、出席いたしました。

4月11日から4月17日の日程で村内全集落を回り、集落座談会を開催いたしました。

5月12日、リトアニア臨時大使の宇検村訪問を受け、村長室で意見交換を行いました。

5月13日、九州地区道路利用者会議定期総会が鹿児島市であり、出席いたしました。

5月27日、市町村長の災害対応力強化のための研修がオンラインで開催され、災害発生想定で実践対応の研修を受けました。

5月31日、令和4年度の宇検村防災会議を元気の出る館で行い、防災計画の見直し等について協議いたしました。

以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議長（杉浦治俊君）

これで行政報告は終わりました。

△ 日程第5 一般質問

○議長（杉浦治俊君）

日程第5、一般質問を行います。

順番に質問を許します。

5番、肥後充浩君

○5番（肥後充浩君）

場内の皆様、おはようございます。通告に従いまして一般質問を行いたいと思いますが、その前に一言所見を申し上げたいと思います。

令和4年度第2回宇検村議会です。4月から新年度になりまして、新年度の予算も3月議会で承認され、約3カ月が過ぎようとしております。新年度予算の的確な執行が行われるよう、議会としても村当局と協調、協力して健全な村政運営が行われるように注視を行いながら議会活動をしていきたいと思います。議会活動として、各集落において本年度の議会報告会も予定しておりますので、多くの村民の皆様方のご参加をよろしくお願い申し上げます。

世界におきましては、ウクライナでまだ戦闘が行われている状況ですが、早急な話し合いによる紛争の解決を強く望みます。平和な日々が早く訪れますようお願いしております。また、この紛争において多くの犠牲者が出ておりますが、犠牲者の方々に心よりご冥福をお祈りいたします。

また、近日奄美大島においても新型コロナウイルスによる影響で、各地においてクラスター等が起こっておりますが、幸いに本村においてはまだクラスター等は見られませんが、感染者の確認が行われています。油断をせず、引き続き十分に手洗いやうがい等の感染予防を行いながら日常生活を送られますようお願いしたいと思います。先の見えない新型コロナウイルスですが、村民皆でコロナに負けず、移動や集落活動が気兼ねなくできるよう、健康で明るい宇検村づくりを行っていきましょう。

それでは、一般質問に移りたいと思います。

まず1点目ですが、令和3年度財団法人から村振興育英基金として運営されていますが、使い勝手のいい基金として期待しておりますが、現在の運営状況はどのようなになっているのかお聞きします。

2点目に、令和3年6月の議会において、滞納者が23名で1,370万円とお聞きしております。その後の返済状況や滞納状況を教えてください。

3点目に、使い勝手のよい基金にいたしました。今後、どのような使用計画を行っているのか、特に子供たちの教育に生かすよう計画はできているのかお示してください。

次に、村民が安心安全な住民生活を送るためには絶対に欠かせないところであり、熱望しているところの主要地方道湯湾新村線の改良、または新規路線についてですが、令和3年度の施政方針並びに令和4年度の施政方針において示されております国や県への要望はどのような形で行ったのか。

2点目に、昨年度行った要望において、早期の調査や新路等の検討などはどのようなになっているのかお答えください。

3点目ですが、国・県への要望活動を通して、今後の新路等や調査並びに計画策定の見通しはどのようなのかお伺いいたします。

次に、防災や災害対策について伺います。前の3月議会においても質問しましたが、防災災害対策についてですが、奄美大島においては梅雨に入りまして連日のように雨が続けておりますが、これから台風シーズンを迎えます。近年においてはゲリラ豪雨や線状降水帯など、聞き慣れない気象用語が多く出ております。それと同時にスーパー台風、スーパー台風など予測もできないような気象現象が起こっております。その気象現象の予防対策予防として、村においては事前に防災災害対策などの点検は行ったのか、お聞きいたします。

2点目ですが、3月議会においても質問いたしました。鹿大の岩船教授の標高が違うという新聞が2月に出ていました。調査は終了したと思いますが、答弁では調査が終わりましたら地図に落とし集落単位で示し、避難行動を支援しますとの答弁でしたが、その変更は行ったのか、その周知はいつしたのか、お聞きします。

3点目ですが、標高の違いがありますと当然各集落に配ってあるハザードマップも変更しなくてはならないと思いますが、変更の時期はいつごろになるのか。世界中において火山の噴火や地震などが頻繁に起こっております。今年の1月にあった津波警報など、いつ発令されるか、災害がいつ起こるか分からない状況ですので、ハザードマップの変更も早急に実施していただく、お聞きいたします。

次に、施政方針についてですが、本村3月20日にゼロカーボンシティを宣言しましたが、今後どのような計画を持っているのか、お聞きします。

2点目に、先ほどのゼロカーボンシティとの関連になりますが、2050年には二酸化炭素の排出ゼロに向けた取り組みと今後の計画はどのようなになっているのかお聞きいたします。

あとは通告席にて再質問させていただきます。

○議長（杉浦治俊君）

ただいまの肥後充浩君の質問に対して答弁を求めます。

○村長（元山公知君）

肥後議員のご質問にお答えします。

まず、村育英基金についての1点目の、現在の運営状況はどうなっているかのご質問ですが、現在、宇検村振興育英基金として金融機関に預けて運用している状況であります。事務に関しては教育委員会内での業務として事業を執行しております。

次に、2点目の返済状況は、また滞納状況はとのご質問ですが、返済状況については、大半の方々は返済している状況ではあります。しかし、令和4年5月末時点で、奨学金の償還が1年以上滞っている方は18人となっております。

次に、3点目の今後の利用計画等はとのご質問ですが、宇検村の青少年の上級学校進学に当たり、必要な事業として奨学金貸与事業を引き続き実施してまいります。また、必要に応じて学校教育、社会教育、文化、体育事業への助成なども検討してまいります。

次に、県道湯湾新村線についての1点目の国や県への要望はどのような形で行ったかのご質問ですが、令和2年1月28日付け、主要地方道湯湾新村線の早期完成についての要望を、本区間における安全性の確保や災害時の移動・緊急搬送に大きな支障をきたしていること等の趣旨や理由を付けて、村長名、村議会議長名により、鹿児島県土木部部長宛に、要望書の提出を行っております。

次に、2点目の早期の調査や新ルートの検討はどのようなになっているかのご質問ですが、本工区間が国立公園内の第1種特別地域に指定されているため、環境に配慮する必要を最大限に求められていることから、工法及びルート、また費用等の更なる検討を行っていると、県のほうより伺っております。

次に、3点目の今後の要望の見通しはとのご質問ですが、今後も、国・県の関係機関への働きかけを継続して行い、知事や執行部に認識していただくよう、村議会の協力をいただきながら積極的に要望してまいります。

次に、防災・災害対策についての1点目の梅雨であり、台風シーズンを前に村の防災点検は行ったかのご質問ですが、5月24日に、山腹崩壊危険地区30カ所、地すべり危険地区3カ所、土砂崩壊危険地区20カ所及び急傾斜地崩壊危険地区29カ所の点検を行いました。調査時点での異変等は見られなかったため異常なしと判断し、報告してあります。また、河川については、土砂が堆積し早急な対応が必要と判断した、名柄川屈折部の土砂除去を4月下旬に行いました。今年度も引き続き村内4カ所、田検川・新小勝川・大湊川・阿室川の緊急河川土砂浚渫工事を行う予定となっております。

道路に関しては、豪雨時のパトロールや現場立ち会い時等を利用しパトロールを行い、異常があった場合や村民からの通報があった場合に、現場の補修や交通規制を行い、対応しております。

次に、2点目の村内の標高が違うが、変更は行ったのか。またその周知はいつ行うのかのご質問ですが、村内の標高表示が違っていた地点が3カ所ありましたが、現在は表示を撤去されております。標高の周知としては、鹿児島大学の岩船先生が調査した結果を、6月中に住民に説明する機会を設けることにしています。高潮で、浸水の危険が及ぶ潮位を具体的に説明し、集落の標高について意識すること、防災への意識も高まればと思っております。

次に、3点目のハザードマップの変更改正はいつ行うのかのご質問ですが、現在のハザードマップは、令和元年度作成し、村のホームページから確認できるようになっていますが、標高の記載が公民館と津波一時避難場所となっていますので、標高の記載箇所を増やし、集落全体がわかるようにして、保存版的に1冊単位で配布できるように、変更改正を考えております。

最後に、施政方針についての1点目のゼロカーボンシティ宣言の今後はどのような計画を持っているのかのご質問ですが、全国でゼロカーボンシティ宣言を行った自治体数は、4月末時点で696、県内で18、うち大島群島内では、宇検村を含め4自治体となっております。宣言をするメリットとして、①地域課題の解決を一体的に進め地域活性化・地域貢献ができる、②国から優先的に支援を受けられるという点があります。環境省では、ゼロカーボンへの取り組みを加速するため、計画立案から設備などの導入まで、一気通貫の支援を展開しております。今年度以降は、令和3年度に環境省の補助で行った二酸化炭素排出抑制対策等事業の2050年までの脱炭素社会を見据えた、再生可能エネルギーの導入計画づくりを基に、バイオマス発電・小水力発電・太陽光発電・風力発電について、合意形成が図られた地域や場所、建物から調査を開始し、住民との連携を強化した事業展開を目指します。

地域住民も、生活の中で自然と脱炭素への意識が高まるよう、ごみの排出抑制や再利用、再資源化などに積極的に取り組んでいけるように、周知啓発に努めながら、2050年までに目指す宇検村の脱炭素社会に向けた取り組みを、官民一体となって進めていく所存です。

次に、2点目の二酸化炭素削減の計画等はないのかのご質問ですが、二酸化炭素削減の計画については、役場内の事務事業編として、平成20年度に、宇検村地球温暖化防止実行計画事務事業編が策定され、現在第3次計画として取り組んでいるところであります。この計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減、並びに

吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定しております。概要としては、役場を地域の模範となるべく、1事業者と捉え、94の対象施設の温室効果ガスの排出量を計画的に削減する事を目標としております。対象施設は公用車等の増加により、現在113施設となっております。また、職務を進めるに際しての分野別取組も掲げられ、公用車の低燃費車等の購入、再生紙の使用促進、エコマーク事務用品購入、イベント開催時の環境負荷の低減、二酸化炭素吸収となる緑化の推進、太陽光発電・バイオマスエネルギー等、再生可能エネルギーの導入に努めること等を目標としております。実行者は、職員全体です。全ての職員で取り組む事項、個々に取り組む事項等が記載されており、役場庁舎、元気の出る館等、各施設、公用車から排出されている温室効果ガスの排出量が、地球温暖化防止活動開始の平成25年度基準年度と比べ、どの程度抑えられるか、また、この平成25年度基準排出量823.4 t CO₂の温室効果ガスと比較して、最終目標年度の令和12年度には温室効果ガス排出量494.7 t CO₂の40%減に達成することを目指し、現在第3次計画として取り組んでいるところです。

平成29年度から令和2年度までの温室効果ガス排出量削減の取組実績は、宇検村ホームページで公表しております。令和2年度実績ですが、庁舎等の電気使用量、公用車のガソリン軽油等の使用量を基に算定した結果、801.8 t CO₂の排出があり、基準年度に比べおよそ2.6%のCO₂排出量の削減となっております。

新型コロナウイルス感染症対策により各施設利用の減に伴い、電気・重油等の使用量が減となっておりますが、感染状況が改善に向かうと使用量は増加することが考えられ、今後はエネルギー消費の8割を占める電気使用量の削減対策が重要になると考えております。

次期計画においては、公共施設へのLED器具照明の導入、太陽光パネル設置等、宇検村地球温暖化防止実行計画事務事業編が確かなものとなるよう、温室効果ガスの排出量の削減、吸収作用の保全強化に資する事業導入取組を具体的に示し、脱炭素社会の実現に取り組んでいく方向でございます。

以上であります。

○議長（杉浦治俊君）

再質問がありますか。

○5番（肥後充浩君）

まずは育英基金のことなんですけれども、教育委員会でもう完全に今までどおり教育委員会で基金の取り扱いはするということによろしいですか。

○教育委員会事務局長（藤 貴文君）

基金として教育委員会のほうで取り扱っていくということです。以上です。

○5番（肥後充浩君）

去年、1,370万ですか、の滞納ということで聞いていたんですけれども、今年はこれは金額が上がっていませんけれども、滞納金額は幾らぐらいなっているんでしょうか。

○教育委員会事務局長（藤 貴文君）

肥後議員の質問にお答えします。先ほどの村長の答弁にもありましたが、現在、1年以上返済が滞っている方は18人いらっしゃいます。滞納総額に関しましても941万1,000円が滞納額となっております。以上です。

○5番（肥後充浩君）

941万、前年度からすると約400万ぐらいの減額となって、努力をされていると思うんですけども、返済をこうやってしてくださいというお願いしているときに、単に封書だけでやっているのか、その辺はどういう形で滞納督促とか、そういったのはやっているのか、その辺をお聞かせください。

○教育委員会事務局長（藤 貴文君）

今のご質問にお答えします。直近の取り組みなんですけれども、令和2年10月に奨学金の奨学金償還金の返済についてという通知文を郵送しております。令和3年8月には奨学金貸与償還状況確認書というのを郵送し、本人に確認していただいて署名、押印のうえ返信していただいております。また、同年10月には2年同様ですね、奨学金償還金の返済についての通知文を郵送しております。以上です。

○5番（肥後充浩君）

今返してもらっている方々は、多分自分でどうしても村の金を借りているから返さなければいけないということでやっていると思うんですけれども、この1年以上というのは最高何年滞納されている方がいらっしゃるんですか。

○教育委員会事務局長（藤 貴文君）

今のご質問に対してお答えします。最長というのか、ちょっと分からないんですけれども、今まで借りて返済してない方も数名はいらっしゃいます。以上です。

○5番（肥後充浩君）

その方々は、前は住所が分からないとか、そういったことをお聞きしていたんですけど、数名、3名か4名なのか、我々はその資料を持ってないからちょっと分かりませんが、そういった方々には、やっぱりいくら文書を出しても、多分なしのつぶてか、その返答は返ってこない方々と思うんですけれども、私が考えるには、これも税金と同じような形で、やはり前も言ったと思うんですけども、ちゃんと出張旅費とか、予算を組んで、そしてその方々の元へ出向き、やはりこれは大切な今後の子供たち、未来のための子供たちへの積立基金ですので、それをやっぱりなくすということは、これは一つが二つ、二つが三つになってくると、大きな金額になってくると思います。ですので、やっぱりその辺は、私、予算書を見た中では、その旅費とか、そういった滞納整理用の旅費とか、そういったのが全然計上されていないので、その辺やはりちゃんとして、住所が分からない方も、やはりある程度は調べ上げて、借りるときにやはり、借りる人の保証人が確かいるはずですので、その辺までたどって、やはりその貸したときの趣旨、そういったのも、その金は返してもらわ

ないと次の子供たちがその金を使えないんだよという理解をしてもらいながら、やはり対面でないと、なかなか文書だけだと、ああ、いいやということで放り投げられてしまう可能性がありますので、特に、この数名の方、長く返してない方々には、そういった対応を取ってほしいんですけども、その辺はどうですか。

○教育委員会事務局長（藤 貴文君）

今のご質問についてお答えします。教育委員会内でも検討してしまして、今後の取り組みといたしまして、通知の送付はもちろんなんですが、少しでも滞納額を減らすために、職員が本人の自宅ですね、もしくは実家に直接訪問して、償還を促すような取り組みも、今後行ってまいりたいと考えております。以上です。

○5番（肥後充浩君）

ぜひそうしてほしいと思います。941万、やはり簡単に941万と言いましても、人の、人というか、普通の人の賃金の1年間に例えると、やっぱり300万ぐらいですので、300万、そうすると3名分の金がそこで常に滞ってしまうという、これはあとはそのまま置いておくと、やはりなし崩し的に、もう返さないんでいいんだというような形になってしまうと思うので、その辺は返さなくてもいいよじゃなくて、やはりちゃんとあなたたちは返す義務がありますよということで、借りたいのは返してくださいと。ただ普通の借金と違って、これはやはり今後、子供たちのためにも使える宇検村の有益な育英資金ですので、ぜひその辺はもう一度、今年度中にも洗い出して、そしてそれを取りに行くような方策を、ぜひしてほしいと思うんですけど、村長、その辺はどうですか。

○村長（元山公知君）

肥後議員のご提案、ありがとうございます。我々もやはりしっかりと、今、その方の状況がどうなのかというのを判断しながら、また私どもの組織の中でも、どのような形で滞納の方々のところに出向いて行けるのかというのを、しっかりとまた協議しながら、そのときにはまた予算のほうに上げさせていただきたいなと思っていますので、またよろしく願いいたします。

○5番（肥後充浩君）

ぜひそうやってほしいと思います。9月の補正でもいいですので、やはりその行動を起こすことが大事だと思いますので、税金にしても我々、この教育基金にしても一緒だと思いますので、ぜひその辺は村としても早急に対応をお願いしたいと思います。

次に、今後の利用計画なんですけども、必要に応じて学校教育とか、助成なども検討しておるということで、社会教育、文化、体育事業、こういったことを上げていращやるんですけども、やはりこれにもある程度また、線引き的なのが、確か体育行事、社会教育方面に関しては、県大会には何%を出すとか、上位何チームにはどれだけ出すという、一応線引きがあると思うんですけども、今回、昨日、一昨日の新聞で名柄の生徒さんが優勝しまして、全国大会へ行くということになっております。ですので、そういう文化面において、こういった形から、この資金の中で、基金の中で補助というか、そういった手助けができないのか、そのためのやはり社会教育、文化、体育事

業、その辺の線引き等を、これからある程度線引きをしておかないと、いろんなのの大会に出たときに、これはこの大会に出ているから、じゃ、大会はたくさんあります。ですので、どのような大会はどれぐらいだとか、そういったのの線引きは絶対必要だと思うんですけど、その辺の線引き等と、ここに書いてあるように、必要に応じてということだったら、そのときそのときによって、多分多かったり少なかったりするんで、その辺はやはり線引きをしておかないと、役場としても公に、あれの子供だから幾らあげたとか、これの子供だから幾らだったというような、変な考え方をされるよりは、ちゃんとした一律の線をもって、それで補助金の出し方というのをしてほしいんですけど、今回はまだそういった線引きがされてないですけども、やはり今度全国大会に出られますので、その辺の補助というのは考えてないでしょうか。

○教育長（村野巳代治君）

それではお答えいたします。育英基金の今後の利用についてはですね、今、肥後議員質問の冒頭で使い勝手のいいという言葉が2度ほど使われましたけれども、財団から基金に変わった時点ですね、そういったのもありとは思いますが、ただ、これはこちらのほうの考えというか、3億ちょっと原資はできるだけ崩さない方向で、償還金で幾ら返ってくると、そろばんでは計算ができますので、その中で今、議員がおっしゃったような使い勝手のいい、そういったところでのできたらと思っております。先日、村長のほうからも子供たちが県大会とか、地区大会とか出るときの指針というか、ガイドラインを、今、スポーツ関係は議員もおっしゃったとおりあるんです。文化・芸能面のところが、今のところはないので、その辺りは策定を教育委員会でまず検討してごらんということで指示を受けておりますので、それらについてもお示しができるようにこちらで検討してまいりたいと思っております。ご質問ありがとうございます。

○5番（肥後充浩君）

ありがとうございます、前向きな意見で。私が思っているのは、やはり使い勝手のいいというのは、今までは借りる人が多かった、少子化とあまり関係なく。仮に5,000万を貸し出したとしたら、それが20名だった。しかし、その5,000万がずっと20名で借りていたらいいんですけど、現在はそれが10何名とか、減ってくる。貸し出す金も少なくなってくるし、返って来る金も少なくなってくる。ということは、元々の原資が、原資じゃなくても、利息であったその金の中から、結局浮いてくるというのはおかしいんですけども、その差額というのがある程度出てくると思うんですよ。少子化で、もう田検小でも複式学級が二つになっているような状況ですので、2学年が複式学級になっているようですので、昔と比べて奨学資金を借りる方も少なくなってくるし、そうするとそれに使う金も少なくなってくる金も少なくなってくるから、こういった事業で使い勝手のいいその基金で対応したらどうですかということで、元々の資金、基金の3億というのは、取り崩さなくても、その辺は臨機応変に使い勝手のいい形でできるんじゃないかと思って、こういった質問をしていますので、ぜひその辺は、決して原資を取り崩してとか、そういったことじゃなくて、その中でやはりでき部分ですので、やはりその940万という、その滞納というのが返ってくれば、それもまたそこ

に回せますから、ぜひその辺は役場も努力されて、みんなが喜ばれるような育英資金の使い方をお願いしたいと思います。

何分から始まりました。今40分。

それでは、次に湯湾新村線ですけれども、議長名と土木部長宛てに要望書を提出したと答弁でいただいておりますけれども、これは対面でやったんじゃないくて、ただ書類を送っただけですか。

○村長（元山公知君）

このときはですね、私と議長と副議長と、その建設経済の委員長で、総務文教常任委員長とその4名と、県議の方々もお二人出席されて、土木部長に要望いたしました。

○5番（肥後充浩君）

それはいつ頃だったのかということと、部長だけじゃなくて、やはり知事、副知事等のほうにも、やはり宇検村の実情、そういったのはぜひ伝えるべきだと思いますので、その辺は3年度にはやられてないんですか。

○村長（元山公知君）

お答えいたします。その文書をもつての要望という形は、知事、副知事には今行っておりません。ですけれども、やはり面会をする機会も多々あり、また部長にもそうですし、面会する機会もあるんですけれども、そのときにはやはりその都度その都度、その赤土山という話は、もうしつこいように耳に入れているようにはしていますけれども、今後はまたしっかりと、今議員がおっしゃったように、要望書という形で、以前行った形でまた副知事、知事までしっかりと要望していくようにしたいと思っていますので、また、議会議員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

○5番（肥後充浩君）

ぜひそれは文書という形で副知事、知事等にもお願いしたいと思います。でないと、やはり聞くだけでは右から左ですので、ぜひその辺は何度もしつこくしてもいいと思います。村民のためになることだったら、ぜひもう何度でも言って、しつこくお願いしてください。ぜひそれはお願いしたいと思います。

それともう一つ、新ルートと書いているんですけれども、その新ルートの計画等を行っているんですか。

○建設課長（栄 平四郎君）

お答えします。2番目に議員が聞かれたところにも書いてありますが、現在、まだ県のほうで更なる検討を行っているということで、公表するところまではいっていない状況で、まだルートの案を県のほうで考えている状況であります。以上です。

○5番（肥後充浩君）

その新ルートは、村が計画して、このルートはどうですかと言ったのか、それとも県が県の都合によってここからここまでこんなルートにしようかというふうな形のやつですか、どちらですか。

○建設課長（栄 平四郎君）

以前のルート of 検討があつて、一回中断している状況があります。最初の状況では、約1.1km区間、赤土山の工区区間が約9億ということであつたんですが、その後5橋、橋を5個造るということで、約52億だつたと思いますけど、膨れ上がりました。その後また国立公園第1種地区ということで、その環境的な見直しをしてくれということだつたので、それを行っている状況で、今のところここから要望したのは、もう昭和の時代ですかね、に一度トンネル案を要望して、宇検中央線のところを通過して住用のほうに抜けるという案を出している以外は、ここからどういうふうにしていくというルートは、村のほうからは提出しておりません。以上です。

○5番（肥後充浩君）

その住用ルートの話は、私も昔携わつていましたので分かつてはいるんですけども、しかし、やはり県に対しても村の考え方、案、一番やっぱり村民がいいような形のルート等は、ある程度策定して、去年から令和3年度の施政方針でも新ルートの話ということは出ていますので、もう1年半以上経っていますから、やはりその辺はどういった形か、やっぱり形になるようなのを出しておかないと、県としても検討検討だけで、ずっとそのまま引き伸ばされていく可能性がありますので、宇検村としてはぜひこのルートが一番これこれについていいんだというのを、やはり出して、それを推し進めて、ある程度いくような考え方を持っていかないと、県としても今から検討する検討するということで、じゃ、いつまでに検討するんですかという答は結果的にもらっていませんので、村としても、多分もらっていないはずですよ。県としても、今のところは環境省問題もありますので、ぜひその後送りにしたほうが自分たちとしても都合がいい部分があると思いますので、その辺はやはり村としてある程度の案を持っていかないと、なかなか県としても、じゃ、このルート以外には県はどういうふうなのを思っていますかということも、その辺で突っ込んで行ける要因だと思うんですけども、その辺はどう考えていますか。

○村長（元山公知君）

議員のおっしゃるとおりですね、我々も県のほうに要望しながら、そのルートをどういうふうな形がいいのかということですね、ですけども、なかなかその公表には至ってないというのは、その県からのまたいろいろ、公表それをしますと、今度はルートがルートで、世界自然遺産地区のことでもありますから、我々としては、また新たな要望の角度を変えてですね、今、赤土山ではロードキルが多く発生しているということです、そこもまたロードキルの防止の意味からも、また違う角度からの要望もできるのかなと思ひながら、今ちょっとそこを庁内で検討しながら、また県のほうには働きかけを行つていくところであります。以上であります。

○5番（肥後充浩君）

それともう一つ、最後に見通し、ニュアンスですよ、県と対応して、要望したり、いろいろしたときに、多分そのニュアンスがあると思うんですけども、これは近々実現できるな、これはちょっと遠いなというのは、ある程度、その要望したときの部長の対応とか、そういった話の中で分かってくると思うんだけど、その辺はどういうふうな感触を持っていますか、村として。

○村長（元山公知君）

順番といったらなんですけども、いろいろ奄振の事業等も使ったり、使わせていただいたりするんですけども、順番的には今の順番で妥当に進んでいくのかなという感触ではあります。以上です。

○5番（肥後充浩君）

苦しい答弁ですけども、その辺はぜひ早期に実現できるように、毎回毎回、年に3回でも4回でも旅費を使って、ぜひその陳情だけは。それと、昔はルートがある程度、村がこれで行こうというのを決めたら、協議会的なものを作って、結果的に役場と議会だけが言っているんじゃないよ、こんなところからもいろいろこうやって要望があるよという協議会を作って、その協議会名で出すのも一つの手じゃないかと思っていますので、あの手この手を使いながら、とにかく前に、1年でも早く、ルートが決定して測量ができて、それを実現できるように、役場として努力をお願いしたいと思います。ぜひ、これはもう村民の願いですから、大和村があれだけトンネルを掘っているものだから、特に村民にとっては、何で大和村だけというような話もあちこちから聞こえますので、ぜひその辺は努力をお願いしたいと思います。

次に、防災災害対策ですけども、異状なしと判断しました、これは現地を行かれたんですか。山腹崩壊地区30カ所、地滑り地区3カ所、崩壊危険地区20カ所、急傾斜が崩壊が29カ所、これは現地を行かれたんですか。

○建設課長（栄 平四郎君）

お答えします。今年度より山腹崩壊、林道等関係の業務は産業振興課になっておりますので、山腹崩壊と地滑りと崩壊土砂のほうは産業振興課のほうで現場を回ったということです。それとあと急傾斜地区の29カ所は建設課のほうで現場を回って確認しております。以上です。

○5番（肥後充浩君）

やはり防災というのは、役場が見て、役場だけで判断してするのじゃないと思うんですので、ぜひ各集落の区長さんや、それともし災害があったときに一番最初に出るのは消防です。だから消防団長とか、そういった方々と、やはり同時に、その芦検地区だったら芦検地区はここここここが危ないところですよというのを、その住民たちに分からせておかないと、かえって逆に避難のときに危ないところに逃げて行く可能性も無きにしも非ずなんですよね。ですので、やはりこういったのは現地を、やっぱり時間をかけてでも、現地を集落の方々と見て回るというのが一番大事であると思います。ですので、やはり建設課の目から見ると、また土地改良関係の目から見るとでは、考え方とその見方が違う部分もありますので、やはり村が防災会議等をしたときに、午後からでも重点的なところは全員で一緒に見て回るというような形をぜひ取ってほしいんですけども。警察等もやはり一緒に交えながら、強力はしていただけたと思いますので、ぜひその辺は全体で共通認識を持たない限り、役場から避難してくださいと言っても、結果的に避難はするんだけど、危険な場所に避難する場合もあるし、そうでない場合もありますので、ぜひその辺は今後、今年は

もう6月に入っていますからなかなか、8月、9月でもいいと思います。台風シーズンが終わってからも、全体でとにかくみんなで見て認識するような、そういった形は取れないものか、お伺いします。

○総務課長（原田俊昭君）

先ほど防災会議の話もございましたが、防災会議は外部機関も含めて25名ほどの会議でありますけれども、やはりそういった機会に、この危険箇所とかもですね、示して、実際に足を運んで見るというのも大事だと思います。そしてプラスして集落の区長さん方が、一番やっぱり把握しているので、やはり今回の津波警報のこともありまして、実際、避難場所の検討には足を運んでですね、区長さんと一緒に全集落、一部ちょっと回れなかったこともあります。ほとんどの集落は回って、実際、避難場所の確認を行いました。そういったのをやはり今後も継続して続けていきたいと思っています。

○5番（肥後充浩君）

ぜひお願いしたいと思います。というのは、この山腹崩壊危険地区とか、地滑り危険地区とかいうのの設定は、役場がしているんじゃないんですよ、実際は。県が航空写真等々を見ながら、ここがこうやって危ないから、ここはしたほうがいいんじゃないかということで入れているわけですよ。ですので、実際に役場の方々はその現場が本当にどこにあって、どれが危ないのかというのは、実際には分かっていないと思います。机上では分かります。机の上では写真を見ながら、ですので、何でここがこうやって危険地区に入っているのかという、その入るのの基は分かってないはずですので、ぜひ防災会議等を通じながら、その中で県からこういった、こういった、じゃ、このここは崩れているんだけど、何で山腹崩壊地に入らないかとか、そういったものの勉強をしながら、やはり防災会議というのはあると思いますので、ぜひその辺は、これは役場が設定している、設定は役場がしているんですけども、最初のここは危ないんじゃないのという、その危険地区をこうやって設定するのは、やはり県が一番基になってやっていたと、私は思っていたものですから、ぜひその辺は、机上では確かに分かりますけども、現地に行って、やはりみんなで確かめながら、ここがこんなだから、ここは危ないよねっていうのが分かって行動を起こしてほしいと思います。ですので、やはり現地に行くというのが一番大切ですので、時間を潰してでも、みんなの特に集落の後ろなんかは、みんなの命がかかっていますから、山腹崩壊とかそういったのは、ぜひその辺は総務課長、今後、そういったことがしてほしいんですけど、どうですか。

○総務課長（原田俊昭君）

お答えいたします。やはり集落の状況の変化とか、やっぱりそういうのに一番接するのは、やっぱり集落の方々ですので、その意見を集落の区長さんなりが吸い上げるかしてですね、私たちに報告してくださる。そしてまた私たちも足を運んで、その生のいろんな状況の変化とかを捉えるように、今後もしていきたいと思っています。そのために、やはり現地に足を運ぶというのが大事だと思っておりますので、これは現場の人とですね、建設課とか、全部含めて、そういう機会を持ちたい

と思います。

○5番（肥後充浩君）

ぜひそうしていただきたいと思います。先月ですか、3月の議会で確か避難行動のアンケート調査等を行いたいということで聞いていましたけれども、3月の議会以降、アンケート調査等は、避難行動のアンケート調査等を行いましたか。

○総務課長（原田俊昭君）

アンケートの内容について、6月の3日の区長会でアンケート内容を示したところです。その中で、区長さん方からですね、内容が難しいとか、いろんなご意見をいただきました。そのアンケートを配ったあとのですね、回収するにしても、高齢者はちょっと大変とかですね、そういった話をお伺いしたので、中身を見直しながら、またちゃんと情報が集められるようにアンケートを配布したいと思います。この間説明したところであります。以上です。

○5番（肥後充浩君）

確か3月議会のときには、アンケートの案もできて準備していますということでしたので、あの時点では、1月の災害の避難行動ですので早くできるかなと思ったんですけども、もう半年経ちますので、なかなか記憶的に薄れてきますので、ぜひ早急にそのアンケート調査をお願いしたいと思います。でないと、やはり我々も3日前に何していたかなということを忘れるようなものですから、ぜひ年寄り等は特にその辺も危惧がありますので、その辺をお願いしたいと思います。早急にアンケートを調査をお願いして、避難経路、そしてそれからの今後の防災活動に一番役立つのはこのアンケート調査ですので、一人一人がどんな考えを持って、どんな行動を起こしたのか、じゃ、今後どういうふうな形をもっていこうかというのは、ぜひこのアンケート調査にもよると思いますので、その辺はよろしくお願いいたします。

それと、ハザードマップはいつ頃、やはり計画はするんですか、新しいやつは。

○総務課長（原田俊昭君）

宇検村のハザードマップ、配布もしまして、そしてまたホームページで見れるようになってはいるんですが、その中身がですね、集落全体が分かる写真の上に危険地区を落とし込んでやっているんですけど、それ以外の情報もですね、その中にはございまして、避難の心得だったり、津波浸水の想定とか、いろんなのが入っています。それをですね、分けて、見やすいように冊子にして、1枚じゃなくて、配ろうと計画してございます。計画としましては、今もう津波浸水の標高とかも調べていますので、それをそのハザードマップに落とし込んで、来年度に向けて、今年度中で取りかけたいと考えております。

○5番（肥後充浩君）

確かに保存版は1冊ですので、なかなか時間がかかって、金もかかってと思うんですけども、やはりそのハザードマップの写真1枚は、その集落の区長さんに先に、あなたたちの避難の場所はこちですよということ、やはり区長さんにはちゃんと分からすように、早目に早急に、区長さんにだ

け1枚配布するような形をして、完全なものはやはり来年度でもいいと思いますので、そうしないと、区長さんも高さが違っているとか、そういった避難の場所も分からない、それができるまで待つてというのは、ちょっと困ると思いますので、ぜひその辺は早急に区長会、区長さん方にはそういったことをやってほしい、配布してほしいと思います。それには大して経費はかからないと思いますので、あと完全版は確かに来年度でも結構だと思います。ぜひそれはそうやってほしいと思います。どうですか。

○総務課長（原田俊昭君）

ちょうどこの保存版、持って来ていまして、これは奄美市のなんですが、65ページあります。集落エリアエリアごとのやつ、これが宇検村ですと25ページぐらいになる予定であります。こういつたのを早々ですね、計画、今しているところであります。その中に標高を落とし込んで、見やすいようにして、早く住民に知らせるようにしていきたいと思います。それで、一応住民への周知としまして、6月中に住民説明会、区長さん、消防団、あとまた関心のある方にですね、ぜひ集まってもらって、元気の出る館でですね、今計画してございます。以上です。

○5番（肥後充浩君）

ぜひ早急をお願いしたいと思います。次に、ゼロカーボンシティと二酸化炭素の削減のことなんですけれども、去年、確かバイオマス発電所の令和3年度に、ができるような、それに対して協力していくということを聞いていたんですけれども、それは結局バイオマス発電所みたいなのはもうできなくて、宇検村としてはそれに、材料とか、そんなものの提供とか、そんなのはしない、できないということになっているんですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

去年、バイオマスプラントを建設をすると申し上げた記憶は、ちょっとないんですけれども、計画の中でバイオマスプラントを建設して脱炭素社会を目指す手段となり得るという、そういう計画は立てております。バイオマスプラントだけではなく、太陽光発電だったり、風力発電、そして小水力、いろいろ調査が始まっておりまして、宇検村の可能性というのを、これからその計画書を基に探っていきたいと思っています。

○5番（肥後充浩君）

それで、結局的にバイオマスの発電計画とか、その研究自体はどうになりましたか、1年かかっていますので。

○企画観光課長（辰島月美君）

この再エネを導入するためには、大変な財源力が必要となっております。そのために、今一般質問の答弁でもありましたように、環境省では設備から、その計画から設備に関するまでの一気通貫としたその補助金の制度を提供しているというか、提案式でやっておりまして、ご存じのとおり沖永良部島が1島2町、そして民間を含めた共同提案ということで、そちらのほうに提出をして採択されたという経緯があります。いろいろこの自主財源が乏しく、また非常に金額がかかるという、そ

の工程の中では、官民一体となって国の補助をいただきながらやっていく必要があるので、今そういう段階で計画書を立てて申請をしているという状況です。

○5番（肥後充浩君）

確かにそれが一番効率的な予算の取り方だと思うんですけど、ぜひその辺は知恵を絞って補助率のいいのを引き出してくれるようにお願いしたいと思います。

二酸化炭素の削減について、村当局ではいろいろ事業をやっていると、事業というか、それに対していろんな行動を起こしているようなんですけども、やはり役場だけでなく、各事業所等もできるみたいなのなんですけども、この二酸化炭素が一番出るのは、やはり火を燃やすことなんですよ。火を燃やすことによって、結局電気自動車、自動車等のガソリン、それから皆さんが家庭で使っている火力発電、結果的に火を燃やすことが一番二酸化炭素を出すことですので、私が考えるには、宇検村において一番二酸化炭素を出しているのは、野焼きとか、家庭のその辺で火を燃やす、そのことが一番の原因じゃないかと、私は思っています。村民が一番やはり手っ取り早くそういったのを提言できるためには、火を起こさないこと。各集落で年に2回、集落作業とかした場合の雑木とか、それをきれいにしたときの、その煙、火を燃やすということが、やっぱり一番今後とも、それはもう毎年あることですので、ずっと永続して続いていくと思います。ですので、もう時間がないので要望だけにしておきますけれども、昨年、大型チップパー、あれを導入して、燃やすものの削減をしてほしいと思っていたんですけども、去年、何か事情で結果的に取り下げたという経緯がありますので、やはりこれから循環型というのを、やはりごみ、堆肥等の生産もそれにつながっていきますので、ぜひその辺はもう一度、その導入等を計画されて、各集落から出たごみや燃やす物は、木々類はそこに持って来て、そこで粉碎して、それを堆肥にもう一回やはり農家の堆肥のために使って、それをもう一度提案して、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（杉浦治俊君）

これで5番、肥後充浩君の質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時50分

○議長（杉浦治俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、4番、海原隆家君。

○4番（海原隆家君）

声がこもり聞きづらいと思いますので、議長の許可を得ていますのでマスクを外して質問をさせていただきます。

改めまして、皆さん、おはようございます。一般質問の前に、私の所見を述べさせていただきます。

す。去る4月23日、北海道知床半島沖で、乗員乗客26人を乗せた観光船が浸水転覆した事故で、6月7日今日現在、まだ12名の安否が分かっていないそうです。一日も早く、残りの12名が発見されることを祈るばかりであります。また、亡くなられた14名の方々のご冥福をお祈りいたします。遠くの北海道の出来事と片づけることはできません。同じように観光に力を入れている私たち奄美でも、観光客の安全には十分気をつけ、同じような事故は絶対に起こさないようにしなくてはなりません。

また、コロナウイルス感染症関係を見ますと、一時期の感染の疑いはなくなり、全国的にも出口が見えてきたのではないかと、新聞やテレビのニュース等でいわれていますが、私たち奄美群島では、人口比率では都会の感染者数を上回っているのが現状です。まだまだ気を緩めず、基本的な感染対策をお願いしたいと思います。

それでは、通告に基づき一般質問を行います。

まず1番目、元山村長が平成31年1月の村長選挙で初当選して以来3年半が経過しようとしております。新型コロナウイルスのまん延による多くの分野での政策判断等、村民のかじ取り役として大変な状況であったと思われます。そこで、村長が初当選時に掲げた政策項目の中で、一つ、行政改革の推進について、二つ、農業の振興について、三つ、水産業の振興について、四つ目、保健福祉政策について、五つ目、観光の振興について、六つ目、消防防災行政について、最後に、教育行政について、以上の7点についての進捗状況及び課題について、現在の村長の思いを伺います。

2番目に、さらに来年1月に任期満了に伴う村長選挙が予定されておりますが、出馬する意向があるのか。あるとすれば、2期目に向けどのような思いを持って出馬するのか伺います。

以上の2点でございます。このあとは再質問の席にて再質問をさせていただきます。

○議長（杉浦治俊君）

ただいまの海原隆家君の質問に対して答弁を求めます。

○村長（元山公知君）

それでは、海原議員のご質問にお答えいたします。

まず、村長の村政運営への思いについての1点目の、一期目の施政方針に掲げた主な施策7項目の進捗と課題はとのご質問の①行政改革の推進についてですが、行政改革については、社会の変化をとらえ、行政需要に即したサービスを提供していくことが大切であり、村民の声を政策に反映させるため、第一に、職員の資質の向上に取り組みました。通常の自治研修センターでの研修に加え、法律事務所弁護士によるコンプライアンス研修や人事評価研修など、より深く公務員としてあるべき姿を見つめ直す研修や、職員が講師となり、業務のより実務的な研修など、これまで以上に職員研修に力を入れ、業務的的確で迅速な執行に務めている所であります。

課題としましては、多様な社会における公務のあり方として、これまで以上に、男女共同参画の視点を取り入れて、より幅の広い住民サービスを心がけてまいります。

次に、②農業振興についてですが、第一に、村の重点振興作物のブランド化を進めております。2

年度より進めているたんかんのブランド化については、1年目より2年目と、光センサーでの委託選果が増えてきており、農家の生産意欲の向上へつながっているものと手応えを感じております。今年度からは、パッションとマンゴーについても、ブランド確立へ向け、ふるさと納税の返礼品を対象に、村独自のデザイン箱を助成し、生産意欲の向上を図ってまいります。

課題としましては、たんかん、パッション、マンゴーともに、宇検村産は味の評価は高いものの、絶対的な生産量が少なく、個人販売の域を越えず、ふるさと納税など村としてのPRが停滞していることです。

次に、今年度から元気の出る公社の体制を大きく見なおしました。重点振興作物の、特にタンカンの絶対量が圧倒的に少ないことと、耕作放棄地の解消を併せて解決し、農家所得の向上を図ってまいります。

今後は、元気の出る公社の機動力を最大限に生かし、農家の支援と自らも収益をあげるべく、農産物の生産量拡大を図ってまいります。

次に、③水産業振興についてですが、既に本村では、養殖業に適した焼内湾において、クロマグロ、車エビ、真珠など海面養殖が行われており、重要な雇用創出の場となっています。今後も、各事業者・村漁協など関係機関と連携し、漁場の環境整備・漁業従事者の確保・定着に努めてまいります。

課題としましては、新たな養殖業モズク栽培の安定的な生産体制への村の支援の在り方や、養殖業全般の台風時期の出荷や保管についての検討であります。

次に、④保健福祉施策についてですが、第一に、診療所の建設については、公約にも掲げており、現診療所の老朽化と、バリアフリー化やトイレ問題の解消のため、村長就任当初から検討を進めてまいりました。建設時期については、診療所医師が常駐し、村民が安心して暮らせる診療体制を整えるためにも、できるだけ早い方が良くと考えており、今年度実施設計、6年度竣工を予定しております。場所については、現在の場所が最適と考えています。建設の時期、場所共に、さまざまな意見がございますが、診療所医師の常駐で、村民の健康ステーションとしての診療所が期待される、今がその時期と捉え、診療所建設検討委員会の答申を受けて進めて行くことを決定いたしました。

課題としては、宇検村規模にあった診療所を欲張らず検討すること、そして、その診療体制が災害時でも維持できるように、役場と診療所の連携を、日頃からつみ重ねていくことであります。

次に、新規事業として元年度から、地域の全ての人々が、生きがいと共に作り、高め合うことができる、地域共生社会の実現に向けて、包括的支援体制整備事業に取り組んでおります。

地域課題の解決へ向けた取り組みを、住民自ら考える「くりしいっちゃん座談会」や、「ウケンミンショー」に、多くの住民の参加を得ることができました。そのことで地域の活動が可視化され、困りごとの解決につなげる包括的な支援体制ができつつあると感じております。

3年度から放課後児童クラブも実施しています。子供たちの居場所と保護者の就労支援に効果を上

げております。

そのほか、保健福祉事業の充実により、村民のQOL（生活の質）の向上に努めてまいります。

次に、⑤観光振興についてですが、当初の公約に、郷友会2世3世との交流助成金を掲げていましたが、2年度予算に計上するも、実現できていないのが現状であります。宇検村との縁を交流に結びようとする考えが基にありますので、コロナ収束の際には、実現したいと考えております。現在行なっているふるさと学生応援便も同様な考えで、ゆくゆくは移住・定住へつながればと期待しております。

2年度には、世界自然遺産登録後の観光への対応を考え、総務企画課を総務課と企画観光課に再編し、観光面に重点を置く体制を整えました。

3年度には、うけん市場の機能を取り入れた観光拠点施設「ケンムンの館」をオープンさせました。この施設は、さまざまな可能性を秘めており、より発展的に機能することを期待して指定管理を行いました。

今年度からは人の動きも活発になってくると思うので、本格的にケンムンの館が活躍できるよう、できる限り支援し、農林水産業、観光業者の所得向上、グリスロによる多利用施設間移動の利便性向上、そして、宇検村にあった息の長い観光発展を願うものであります。

課題としては、今後、急激に増える観光客を、村民が快く受け入れられるよう、住民への理解と、観光客へのマナー徹底の呼びかけであります。

次に、⑥消防・防災についてですが、村民が安心して暮らせる村づくりは、最も重要な施策で基本とするところであります。

まず、消防機能を維持するために、老朽化した消防車両を計画的に更新しており、2年度に消防タンク車を購入いたしました。水を泡状にして発射できる装置を装備しており、効率の良い消火活動が可能となりました。各分団の車両と小型ポンプも、順次更新してまいります。

また、消防団員の活動も避難誘導など広範囲におよんでいることや、団員の確保で充実した消防体制を整えるため、団員の報酬を消防庁基準に見直しました。今後も、欠員無き分団体制と、積極的な消防活動が期待されます。

防災については、最近の台風大型化や豪雨に備えるため、避難所体制を充実いたしました。阿室防災会館、田検防災会館に引き続き、3年度から4年度にかけて宇検防災会館の完成、屋鈍防災会館の建設に取り掛かっております。他の公民館においても、トイレ改修や雨戸の取付を行っております。今後は、劣化度診断をもとに順次整備をしていきます。

また、学校施設を役場職員管理のもと、避難所として運営していくことにしており、防災マットやバッテリーライト設備も充実させ、早めの自主避難を積極的に呼びかけられるよう避難所体制を整えました。

また、自動で防災無線放送を受信する防災ラジオの販売体制が整いました。周知を図り情報の伝達に努めてまいります。

課題としては、消防・防災の装備、体制は整いつつあるので、今後は、自主的な早めの避難を促すために、更に危険区域がわかりやすいハザードマップを作成する必要があると考えております。

最後に、⑦教育行政についてですが、教育行政につきましての取り組みに関する進捗につきましては、概ね順調に取り組まれていると考えております。いくつか例をあげて申しますと、ふるさとの自然や文化を知り、郷土に対する愛着心をさらに培ってもらうために、環境学習世界自然遺産博士講座も2年目に入りました。村内の児童生徒が、より自然環境の大切さを身をもって感じ取れるよう続けてまいります。

さらに、信頼される学校づくりの一環として、今年度は新たに学校における教職員の働き方改革を推進するために、校務支援システムを導入する計画をしております。

また、コロナ禍の影響で2年間やむなく中断しておりました宮城県七ヶ宿町との児童相互交流事業や沖縄県との平和交流事業に関しましても、コロナの状況にはよりますが、今年度は開催をする予定で調整をしている状況であります。

課題としましては、施設の老朽化による腐食、雨漏り、機器の更新などへの対応があげられます。

次に、2点目の来年1月の村長選挙への出馬の意向はとのご質問ですが、平成31年1月に就任以来、3年と4カ月が経過いたしました。これまで、日々の職責の重さを感じながら、村民の声に耳を傾け、村民の生命、財産、また、安全安心な生活を守るため、職員と共に全力で取り組んでまいりました。

先ほど述べました施策の成果も、議会議員の皆様をはじめ、村民の皆様のご理解ご協力が頂けたからこそ、実現できたことであります。改めて心より感謝申し上げます。

また、「さらに元気な村づくり」を基本理念に、これまで公約実現へ向け、邁進してまいりましたが、先ほど述べましたとおり、施策を進める上で、様々な課題も見えてきました。その課題についても私が責任を持って解決していく覚悟であります。私の公約実現は、まだ道半ばであります。村民の皆様との公約の実現はもとより、さらなる宇検村の振興発展を目指し、そしてなにより、このすばらしい宇検村を次の世代へしっかりとつないでいくために、私の責任を果たし、村民の皆様に恩返しをする覚悟で、次期村長選挙へ出馬することを決意いたしました。

以上であります。

○議長（杉浦治俊君）

再質問がありますか。

○4番（海原隆家君）

行政改革、農業の振興、水産業の振興、保健福祉、観光産業、消防防災、教育行政、宇検村にとってどれも重要な施策だと思っております。しかし、進む過疎、高齢化、新型ウイルスのまん延と、課題は多く、限りある財源の中で大変厳しい行政運営を迫られているのが現状だと考えられます。この厳しい現状を、元山村長の若さと実行力で乗り切っていけるものと確信いたしております。

ところ。そこで、答弁の中で課題として取り上げている、まず観光振興策についての急激に増えると予想される観光客への対策をどのように考えておられるのか伺います。

○企画観光課長（辰島月美君）

答弁の中でもありましたように、4月からけんむんの館と中心に観光拠点施設、そして物の動き、人の動きの中核を担う施設が稼働しております。これは指定管理制度で民間の方が携わって中心となって行っております。今まで観光振興の中で行政が行っていましたが、行政の枠を超えた民間力で、今からどんどん発展が可能性があると思っております。その中で、やはり村民を中心とした観光振興という、その一番の村民が主役であるという、そこをきちんと位置付けて、これからの振興発展につなげていければと思います。ですから、観光産業を考えるときは、やはり村民のその立場、村民がいかに、村民を抜きにしての観光産業は、ちょっと持続可能としての観光産業ではあり得ないと思いますので、それを指定管理の方といつも共有しながら、行政のほうも一緒になって観光産業の発展に努めていきたいと思っています。

○4番（海原隆家君）

そこですね、奄美には希少動植物が大変多いのは、皆さんご存じだと思いますので、そういうものを書き出して、けんむんの館が観光拠点ですので、そこでチラシなどを配布したらどうかと思うんですけど、どうでしょうか。

○企画観光課長（辰島月美君）

奄美大島の自然保護協議会でパンフレットなど希少動植物のパンフレットなどを永久保存版として、また改訂版が配布されているかと思います。けんむんの館の中には、パンフレットなどを多数そろえておまして、観光拠点の窓口として訪れた観光客の方に説明をしたりとか、またルールのお知らせをしたりとか、そういうことが始まっておりますので、またそれも含めて児童生徒への環境学習という部分も、今強く行われているので、知識も得ながらルールを守っていくという、そういう流れをしっかりとつくっていければと思っています。

○4番（海原隆家君）

私もそのけんむんの館ですか、観光拠点としてとても期待していますので、より良い施設を目指してやっていただきたいと思っております。

次にですね、診療所の建設も令和6年度検討委員会で建設の開始予定と書いてあるんですが、検討委員会の選考というのは、どういようなものを基準にして考えて決めたのか、答弁願います。

○副村長（植田 稔君）

お答えいたします。診療所建設検討委員会のメンバーなんですけど、副村長の私が一応座長を務めまして、あと議会代表、集落区長代表、それから施設、虹の園、滝の園の施設の代表、それから村の社協、それに関係する団体の長がほとんど入ってございます。その委員の方々が大体全部で16名ほどいます。以上です。

○4番（海原隆家君）

そういう選び方であれば、なかなか宇検村全員の意見を集約するような意見が出てきているのではと思います。結構いろいろあると思いますが、村長のリーダーシップを基に宇検村のために汗をかいてください。

次にですね、これは質問には書いてなかったんですけど、コロナウイルスワクチン接種の件ですね、先月5月15日で3回目の接種は終了ということですが、もう4回目の接種が始まっていますが、宇検村としては4回目の接種はどのような計画を立てるのか、説明をお願いします。

○保健福祉課長（保枝力人君）

4回目のワクチン接種なんですけど、対象者が60歳以上の方、また基礎疾患を有した方となっております。村内では対象人数といたしまして60歳以上の対象者が約780名、18歳から59歳の方が約500名おられますが、その18歳から59歳の方、基礎疾患を有する方となっております。それは自己申告となりますので、何名になるかというのはこちらで把握することができません。それから、今月中にその4回目の接種券を送付いたしまして、7月中には4回目の接種が可能かと思われます。以上です。

○4番（海原隆家君）

5月15日ですね、最終日の接種日には自分もちょっと、自分が接種するんじゃないんですけど、そういう用事があって行ったんですけど、10人前後だろうと思って甘く見て行ったんですけど、その人数の多さに大変びっくりしました。そこで、希望者にはですね、一人一人、いろいろ事情があって、その指定された日に打てない方もいらっしゃると思います。そこで、希望者には全員がワクチン接種ができるような計画をよろしくお願いしたいと思います。

次に、2番目の質問においてです。来年、1月の村長選挙の出馬への意向はという質問で、村長からとても力強い答弁をいただきました。来季こそが今後の宇検村の命運をかけた大事な時期だと考えております。昨年7月26日には、念願であった世界自然遺産に奄美大島が登録されました。日本全国、また世界に奄美大島という名前が広く知れわたり、注目されていることと思います。宇検村における観光、水産業、農業等の各種産業の振興や、高齢者や児童生徒等の各世代の教育、健康福祉と将来を見据え、1期目は施策の苗を植えたことと思います。2期目はその苗に水をまき、肥料をやり、大きな大きな果実を実らせなくてはなりません。宇検村に関わる全ての人が幸せを感じることのできる住みよい村づくり、そのためぜひとも元山村長に頑張っていたきたいとエールをおくらせてもらいます。これで私の質問はおわります。ありがとうございました。

○議長（杉浦治俊君）

これで、4番、海原隆家君の質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午前11時20分

再開 午後 1時10分

○議長（杉浦治俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、3番、保池穂好君。

○3番（保池穂好君）

皆さん、こんにちは。質問の前に、一言所見を申し上げます。

午前中の同僚議員からもありましたが、世界のほうではロシアがウクライナ侵攻をしております。尊い命を落とされた皆様、被害を受けた皆様に、まずもってお見舞い申し上げ、一日も早い日常を取り戻すことをお祈りいたします。令和5年に奄美群島復帰70周年を迎える私たちですが、密航陳情団の一人、師玉賢二さんのお言葉を青年団の団長をしている時代に聞いたことがあります。様々なご苦勞、大変なこと、いろいろ教えてくださいました。その中でも忘れてはいけないことは、戦争はしてはならない、この一言だと思います。元ちとせさんの歌にもあるように、語り継ぐことの大切さ、伝えていくことの大切さを忘れてはいけないと考えます。

それでは、通告に従い質問をいたします。

宇検村の発展について、赤土山等の携帯電波不感地域に対する取り組み状況をお伺いいたします。

2点目に、農林水産業の担い手づくりの取り組み状況をお伺いいたします。

3点目に、同僚議員からも質問がありましたが、ゼロカーボンシティ宣言されましたが、今後のスケジュールをお伺いいたします。

四つ目に、旧うけん市場の活用方法をお伺いいたします。

五つ目に、本村の教員住宅の入居状況をお伺いいたします。

このあとは通告席から質問をしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（杉浦治俊君）

ただいまの保池穂好君の質問に対して、答弁を求めます。

○村長（元山公知君）

保池議員のご質問にお答えいたします。

まず、宇検村の発展についての1点目の携帯電波の不感地域に対する取り組み状況はとのご質問ですが、現状としては、平成30年2月に株式会社ドコモCS九州に対して、湯湾赤土山公園地区を、携帯電話のエリア化希望とする要望活動を行い現在に至っております。要望理由としては、生活道であり住民からの要望があること、世界自然遺産登録に向けて観光客増が見込まれること、事故が多発していることなどを上げております。

事業として、基地局を整備する携帯電話等エリア整備事業が、令和2年度から非居住エリアの圏外解消を目的として行えるようになりましたが、実施主体が市町村であり、事業後は基地局を維持管理していかなければならないので、現段階では通信事業者への要望にとどまっているところであります。

次に、2点目の農林水産業の担い手づくりの取り組み状況はとのご質問ですが、現在の担い手への支援については、村内で担い手名簿を整備し、各事業に取り組む際に活用しているほか、主に農業につきましては果樹支援事業と産地パワーアップ事業の事業申請のサポートを行い、新たな担い手の新規参入に当たってのたんかん等の新植の支援を行い、村内の農家の栽培技術の向上を図るとともに、新規農業参画のきっかけづくりを行っております。

次に、3点目のゼロカーボンシティ宣言をされたが、今後のスケジュールはとのご質問ですが、先ほど肥後議員へ答弁いたしました。再生可能エネルギーの利用促進をはじめ地域の事業者や住民の削減活動の促進、地域環境の整備等、施策を講じていく所存であります。

次に、4点目の旧うけん市場の活用方法はとのご質問ですが、今年度4月からケンムンの館へうけん市場が移転したため使用されていない状態で2カ月が経過しました。建物の壁や柱等にシロアリの被害があるため、今月中に修繕を行います。修繕後は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の景勝地体験支援事業で購入したサップやeバイク等の備品を管理し、収納する場所として活用する予定です。7月以降、サップやeバイクを活用した観光体験プログラムを希望する村民を対象に実際に体験してもらい、気運の醸成を図りながら観光メニューの造成へつながるよう、ルールや運用方法を決定してまいります。

最後に、5点目の本村の教員住宅の入居状況はとのご質問ですが、まず、村内の教員住宅の状況からご説明申し上げます。現在、田検校区に13戸、久志校区に6戸、阿室校区に8戸、名柄校区に10戸の計37戸の教員住宅がございます。しかし、入居できない教員住宅が田検校区に3戸及び名柄校区に2戸ございまして、入居可能な教員住宅は計32戸となっております。入居の状況でございますが、29戸が入居されていますので約91%の入居率となっております。

以上であります。

○議長（杉浦治俊君）

再質問がありますか。

○3番（保池穂好君）

まず、1点目の不感地域について再質問をしたいと思います。再度、重複するかもしれませんが、村民はもとよりですね、観光客等あらゆる方面から要望があると認識しておりますが、村当局の認識としてはどういうふうにお考えでしょうか。

○総務課長（原田俊昭君）

先ほどの村長の答弁にもありましたが、こちらから要望を上げたときにですね、その要望を上げた理由として村民からの要望があることというふうに上げております。そしてまた、それ以降、世界自然遺産に向けていろいろ取り組んでくる中で、そういう要望が、要望というか、住民の声があったのは承知しております。以上です。

○3番（保池穂好君）

現在ですね、不感地域は村内のほうで何カ所あり、場所がどこかお示しいただければと思いま

す。

○総務課長（原田俊昭君）

今、不感地域として要望を毎年ですね、上げているのは皆さんご存じの赤土山のところであります。そのほか村内の中ですね、石原の下田からずっと上がって行くところとか、あと芦検今里線の上がって行くところですね、大和村に行く三差路のところまでは1本半立って何とかつながる状況で、完全に圏外になるのは、宇検方面に行ってから東屋がございますよね、あそこの200mぐらいが完全な圏外になります。あとはもう入っております。そして、名柄、崎原方面ですが、あそこまではですね、屋鈍の津波の避難場所あたりまでは入っていると思っております。あの上のほうに上がって行くところまでは、ちょっと確かめてはございませんが、現在そのような状況と認識しております。

○3番（保池穂好君）

あとですね、生勝集落から役場に向かったところのトンネルを抜けてですね、長崎鼻というんですかね、ちょっとすみません、地域名は分からないんですけど、あの下る道があるんですが、そこから拓洋さんを過ぎて100mぐらいでしょうか、そこも携帯電波が入らないというふうに認識しております。あとですね、a uの電波等は通って、a uのほうは若干つながるようになったのかなというふうに認識していますが、携帯電波のドコモですね、ドコモのほうは天気がいいときは若干つながるようですが、宇検村宇検のふのしのですよね、ところが、事業所も構えていますが、ドコモの電波が通じにくいというふうに認識しておりますので、そこも合わせて認識していただけたらなというふうに思います。

あとですね、様々な要望がある中ですけども、津波というのは冬の夜間、屋外の避難について考える津波対策会議のほうでも携帯電波に対しての要望等は上がっておると思いますが、どの集落からそういった要望が上がっていますか、お示してください。

○総務課長（原田俊昭君）

具体的にどの集落からということですが、津波の時に避難されたのがですね、ほとんどが携帯電話がつながらなかったというのは赤土山線に上って行くところだったと認識しておりますので、そちらに避難された集落の方は、田検校区がほとんどだったと思いますが、携帯電話の不感地域としての集落からの要望といいますか、不感地域が赤土山でございますので、田検校区が主だったと認識しております。

○3番（保池穂好君）

私の聞き取りによりますと、湯湾、そしてまた石原、そして先ほど課長もおっしゃっていましたが、芦検のほうもですね、避難場所において今里に上がるところは若干、携帯電波がつながらないところがあるというふうにお聞きしております。このようにですね、本当に村民から多数のですね、要望がある課題だというふうに認識しております。平成30年度の2月には要望しておるといことなんですけども、今令和4年度です、結構な年数が経っていますが、この1回しかしていないの

か、まず確認したいと思います。

○総務課長（原田俊昭君）

要望書としてまとめて上げているのはこの1回であります。ですが、毎年調べものとかですね、そういうのがあって、県のほうは各市町村を把握したいと思っております。それでよく調べものがありますので、宇検村の不感地域はここのことということで、毎年上げていきます。

○3番（保池穂好君）

本当に担当課、課長、そして担当の方はですね、メールで県ともやり取りしているのを確認していますので、本当に日頃から要望をしっかりといただいているなというふうに認識しております。そのことに関しては改めて感謝を申し上げます。ですがですね、なかなか実態的にこの基地局整備に当たってはですね、なかなか目途が立たないというふうに認識しておりますが、村長のほうでもこういった携帯電波等のエリア整備事業を補助しているようにいますが、これを使って早急にですね、基地局を整備することができないか、まずは伺いたいと思います。

○総務課長（原田俊昭君）

本当、この携帯電話がつながるようになるために、いろいろ努力をしなければいけないと思っております。その中で、どういった事業があるかということですね、調べましたら、携帯電話のエリアを拡大する事業としましては、答弁でもありました携帯電話等エリア整備事業、これしかないということでもあります。これでやりますと実施主体が宇検村というか、地方公共団体になります。携帯電話じゃないですけど、以前、光ファイバーの事業を行いました、あのようですね、各市町村負担金をもって事業を行って、もうそれで事業が済んだらですね、あとはこの携帯電話の事業所が運営していくというやり方が一番いいのですが、今のところは、この地方公共団体が実施主体になる事業しかございませんので、そこはまだ話が進んでないところであります。そしてまた、この非居住エリア、人が住んでいないエリアへこの事業が拡大したのもですね、令和2年からでありますので、今、4年度が始まったばかりでありまして、まだ進んではいないということでもあります。

○3番（保池穂好君）

2年度から事業が始まったからまだ進んでいないということなんですけども、いつ頃から取り組んで、いつ実現する予定かお示してください。

○総務課長（原田俊昭君）

やっぱりこのようにですね、携帯電話のエリアで悩んでいる市町村とか、結構あると思っていて、いろいろ調べました。そしたらやはり島内でも龍郷町ですか、がこの事業を使って進めてございます。ですけど、よく聞きましたらですね、今回はながくも陶芸を中心に行ったそうであります。向こうには自然観察の森ですか、というのがあって、年間2万人来られるそうです。その2万人があちらのほうに素通りじゃなくて、ある程度留まるような状況があります。そういったこともあって、この事業、いろんな通信事業所との交渉をまずやって、それが整ってからの申請というふうな流れになるということでもありますので、その通信事業所との申請、交渉の段階で話がうまく進ん

だものと思っております。ですから、こちらが赤土山を申請するときにはですね、そういった状況をうまく説明しないと、そこに留まるような状況が、龍郷とはもう全然違いますので、うまく交渉できるかですね、そこら辺、今検討してまして、本当にとにかく行って話をしようという段階には、今なっているところであります。

○3番（保池穂好君）

龍郷町のほうでは人が留まるということで交渉しやすかったという答弁ですけども、宇検村も過去の議会で来村客、年間ですね、8万人というふうな答弁いただいたと思います。8万人来る、あの赤土山を通るということは、大変大事なことでと思いますので、そこは早急にさせていただきたいなと思うので、ぜひ、人が留まらないからとかいって弱気にならないでほしいなというふうに思います。でですね、この答弁で事業後は基地局を維持していかなければならないとありますが、龍郷町のほうに私も問い合わせしました。そしたらですね、平成15年度にこの事業等を使った場合は、塩害など、あらゆる維持管理は事業主体である市町村がしないといけないということでしたが、令和3年度よりですね、もちろんこれは交渉しないといけないことではあると思うんですが、まずその基地局整備にあたっては、この総務省にある携帯電波のふかんしょうの支援事業のとおり負担があります。しかし、その後の維持管理費はですね、ドコモさんとか、携帯電波の通信会社ですね、が行うということが実現しているそうです。なので、早急にするべきじゃないかなという、この事業があるうちにですね、するべきじゃないかなというふうに考えております。どうでしょうか。

○総務課長（原田俊昭君）

この事業は、先ほども申し上げましたが、とにかく県に上げる前に通信事業者との話がですね、うまくいってからです、県に上げる、県も受け付けるということになるんですけれども、もちろん、今から交渉する中でですね、決して弱気にならないでですね、この年間8万人の観光客を受け入れる宇検村ですから、この赤土山を通過する人が安心して通過できるようにですね、そこら辺は十分説明を行っていきたいと思います。その事業、事業というか、維持管理費ですね、それも交渉によってというのもあります。もちろん、その交渉の中で、負担の割合というか、いろいろ話し合われると思いますけど、持ち物がここ事業主体の地方公共団体にあるというのは変わらないということとであります。

○3番（保池穂好君）

持ち物が変わらないということでも、通信会社が負担してくれるというんです、そこはそれでいいんじゃないかなというふうに思います。ちなみにですね、事業の中で1社参画の場合、複数参画者の場合というふうに補助率が違ってはいますが、どの形態を目指して頑張るつもりか、進めていくおつもりかお示ししていただければと思います。

○総務課長（原田俊昭君）

今、携帯電話の通信事業者、ドコモとauとソフトバンクが代表的だと思いますが、龍郷のほうでもドコモが窓口となって3社をまとめてという話を伺っていますので、ドコモさんのほうにです

ね、まずは話をしてですね、そこでほかの会社とも一緒に3社できるように、それ1社でやるのと3社でやるのでは補助率とか、変わってきますので、そこら辺は詰めていきたいと思います。

○3番（保池穂好君）

実際はですね、1社の場合のほうが市町村の負担は少ないとは思いますが、補助率のほうが上がりますので、10分の3から5分の1ですね、分かりやすく言うと10分の3と10分の2、複数会社の参画のほうが補助率が高いというふうに書いておりますので、また、村民はもとよりですね、観光客、いろんな方々の利便性を考えると、複数参画の場合がいいと思いますので、そちらのほうを私としては要望してまいりたいと思います。ちなみにですね、その赤土山についての基地局整備については幾らほどかかるか、見積り等を取ったことがありましたらお示していただきたいと思います。

○総務課長（原田俊昭君）

具体的には見積りは取ってはいませんが、あくまでも今回参考にさせていただいた龍郷町を例に見ますとですね、1億弱が事業料、それは支局の塔が1本でございますので、赤土山の公園からずっと不感地域をなくしていくとなると、この塔が何本立つかですね、そこはまだ今から調べないと分かりませんので、1本で1億弱はかかると認識しております。

○3番（保池穂好君）

すみません、僕の認識では基地局整備が1億であって、塔1本当たりそれぞれ1億ではないのかなと、もうちょっと安く済むのではないかなというふうに、すみません、これは推測ですけども、と思いますので、早急にですね、しっかりと通信会社さんから幾らほどかかるかというのを聞いて、じゃ、こんだけかかるからどうするというもっていこうというふうにしっかりとお示しできるようにしていただきたいなというふうに思います。ちなみにですね、龍郷町さんのほうが1億かかったんですかね、通信局整備は。

○総務課長（原田俊昭君）

約9,000万ほどだと伺っております。それは事業費でございます。

○3番（保池穂好君）

1億というんですね、なかなかびっくりすると思うんですけども、複数参画者の場合は国が3分の2、約6,600万円、県が15分の2と示しておりますが、上限が800万だそうです。市町村が10分の2ですね、2,000万とあと県の負担金の800万オーバーの540万足すと2,540万、約、かかります。それをしっかりと過疎債とか辺地債などあてると、通常5年で返すとしたら、すみません、簡単な計算ですけども500万、それに対して交付税措置で8割ほど返ってくるというふうに認識しております。そしてですね、ほとんど村の負担というのは少ないんじゃないかなというふうに、私のほうは考えますので、早急に整備していただきたいなと思います。併せて、先ほど答弁で赤土山のだけ不感地域として要望しておるようですが、ほかの地域、先ほど質問させていただきましたほかの地域もですね、合わせて今後考えていく必要があるんじゃないかなというふうに考えますが、その点についてはどうお考えか、お示ください。

○総務課長（原田俊昭君）

この携帯電話とか、いろんなデジタル関係の進歩ですか、どんどん進んでございます。ですから、今5Gとかなっていますけど、いろんな、前からしたら法律も変わってきて、通信事業者の関わり方も変わってきて、どんどん変わってきているという状況もありますので、そこら辺のところを情報を本当、こちらも収集してですね、新しい事業を見つけてですね、本当に宇検村の不感地域がなくなるようにしていきたいと思っております。

○3番（保池穂好君）

すみません、今、新しい事業を見つけて進めていきたいというのが、すみません、ちょっと僕にはマイナスにちょっと聞こえてしまったんですけども、ぜひこの事業を使って早急にさせていただきたいという思いがありますが、その点についてちょっと確認をお願いします。

○総務課長（原田俊昭君）

失礼しました。新しい事業を見つけてといいますか、今ある事業は、この携帯電話等エリア整備事業しかございません。先ほど言いましたけど、このデジタルの事業というか、業界はどんどん進んでいますので、新しい事業とかもできていることもあると思いますので、そういったのをいち早くとらえてということであります。以上です。

○3番（保池穂好君）

そう聞くとですね、何かまたちょっと変わった、変わるタイミングを狙って整備していくのかなというふうに捉えてしまうんですけども、早急に進めていきたいという認識でよろしいですか。

○総務課長（原田俊昭君）

はい、早急にですね、早急にというのは、いろんな、とにかく状況を調べてみんなに説明できるような事業にしてからですね、進めていくということであります。とにかく説明できないといけませんからね。

○3番（保池穂好君）

先ほどもやり取りの中でありましたけれども、基地局と、あとその電波塔が本当に入り組んだというか、カーブの続いた赤土山ですので、電波塔が幾つ立つのか、要るのか分からないので、その辺もですね、ぜひ年度内には調べていただいて、年度内にこういうふうになりますとお示しできるように頑張ってくださいというふうに思いますが、その点は村長、どうでしょうか。

○村長（元山公知君）

議員の要望、ありがとうございます。先ほど課長も答弁で言ったようにですね、今、担当にドコモさんに行って、どういうふうな、また要望もしながらですね、例えばどういうふうにしたらできるのか、これができることなのか、これはちょっとできないのかというのを、またしっかりとそれを聞いてくるようにということで、今、課長も担当と一緒に進めているところですので、その中で、例えば、赤土山だと、また赤土山と似たような場所があれば、そこで幾らぐらいかかったのかとかいうのも、また情報を得ながら進めていきたいと思っております。

○3番（保池穂好君）

また、その検討をする際にですね、赤土山がだめならほかの地域から整備していこうとかいうふうなですね、前向きな考え方をしていただきたいと思いますので、この不感地域について要望して、この点についての質問は終了したいと思います。

次の農林水産業の担い手づくりの取り組み状況はということですが、現在の担い手の支援については、村内で担い手名簿を整備し各事業の取り組む際に活用しているということですが、名簿上、村内に何名いらっしゃいますか、お答えをお願いします。

○産業振興課長（柳 栄治君）

お答えいたします。農業に関しての担い手は、現在村内41名となっております。畜産に関してが2法人であります。林業・漁業に関しては現在のところ担い手をとという形で認識している方はいないということです。

○3番（保池穂好君）

現在のほうは農業の方中心に担い手づくりに取り組んでいるというふうな認識でよろしいでしょうか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

議員がおっしゃったとおり、農協や県の指導員、そういった方を通して営農指導、そういったことを行っております。

○3番（保池穂好君）

県の事業を見えますとですね、農林水産業の稼ぐ力の向上の中で、もちろん先ほど課長がおっしゃったように農業のほうの支援もしておられますが、今担い手がない林業の担い手確保、育成総合対策事業、そしてまたかごんま漁師育成推進事業という事業が二つございます。これで林業と村内の漁師の育成もして、漁業の活性化も図ることができるのではないかと、林業の活性化もできることではないかというふうに考えます。村の総合計画でしたでしょうか、事業所も増やして働き手も増やすという方向性を示していますので、こういった方向からも働く場を、環境づくりを作るのも大事だというふうに思いますが、当局のお考えをお示しく下さいませ。

○産業振興課長（柳 栄治君）

お答えいたします。先ほどの質問の林業に関しては、宇検村で芦検りんかいはん平田水産組合というものがありましたが、現在、高齢化などの理由により活動が休止となっております。今後、また生産意欲の向上に伴い生産物の出荷に関する支援の要望等あれば、積極的に考えていきたいと考えております。

○3番（保池穂好君）

答弁いただきましたとおり、林業のほうで宇検村のほうでは残念ながらないというふうに、私も認識しておりました。がしかしですね、島内ではあるんじゃないかなというふうに認識してて、それはこっちには事業所はないかもしれないけど、宇検村のほうで働く人というふうな認識で、この

事業を取り入れて育成していくことができるんじゃないかなというふうにも、ちょっと考えましたので、それがもしできるのであれば、この事業も取り入れて、働く場所は奄美市であり、瀬戸内であるかもしれませんが、ここに住んでいる人を林業に就職できますよと、働くあれがありますよということで、またできればですね、やっていただきたいなというふうに思います。

この新規漁業就業者の確保の件なんですけれども、この点についてはどんなふうにお考えでしょうか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

お答えします。漁業の担い手に関しましては、県内でもいろんな市町村で独自で新規就農者とか、そういった方の支援を行っております。島内のほうでも大和村、奄美市でもそういった支援を行っておりますが、昨年度の宇検村漁協の理事会の中でも、村のほうから今後そういった方がいらっしやったら、どういった支援が必要か、ある程度漁獲だとか、漁業者の線引きをするために、村としては漁協を通して支援を行っていくという方針で、漁協のほうに要望を上げてほしいという旨を伝えておりますが、現在のところ上がってきていない状況であります。

○3番（保池穂好君）

了解しました。ぜひですね、農業のみならずこの林業と漁師、かごんま漁師のほうをですね、新規漁業就業者の確保ということで、ぜひ漁協と力を合わせて、そしてまた林業のほうもですね、しっかりと取り組んでいただいて、担い手をしっかりと作っていただきたいというふうに思いますので、課長のお力添えをぜひよろしくお願いいたします。

次にですね、うけん市場の件なんですけれども、旧うけん市場ですね、サップやバイク等の備品の管理ということななんですけれども、以前、委員会でしたでしょうか、私のほうもサップ等の貸し出し等をしている事業者もいらっしやいますので、それが競合してしまっちはいけないんじゃないかなというふうに考えます。それでeバイクのほうは、まだほかの事業者等で見られないので、村の観光の活性化のためにとってもいいんじゃないかなと思うんですが、この競合してしまう形はよくないと思う点については、課長の当局のお考えを示していただけたらなと思います。

○企画観光課長（辰島月美君）

もちろん競合は好ましくないと認識しております。7月からは無料で村民の方にこのプログラムを提供して、もちろんルールづくりとか、これの利用方法であるとか、そういう部分は今観光産業で携わっている方々の意見と、そしてその参入をもちろん見込みながら計画をしていきたいと思っております。

○3番（保池穂好君）

無料でやる意味としては、どのようなふうに僕のほうは認識すればよろしいでしょうか、もう一度お願いします。

○企画観光課長（辰島月美君）

無料で提供する部分は期限を決めておりまして、そのあとは観光プログラム、そして観光産業と

つながるように、そのプログラムの造成につながるような、そういうモニターを村民に望んで実施をするという形になります。

○3番（保池穂好君）

期間を定めているということに対しては、すごいありがたいなと思います。観光の発展のためにモニターをして、そのすばらしさを広めるためなんじゃないかな、うーけん、発見とかあったようにですね、というふうに認識しましたので安心いたしましたので、ぜひさらにですね、宇検村の観光が発展しますようご尽力いただきますようよろしくお願いいたします。

それではですね、次の教員住宅の入居状況で約91%ということでございます。本当ですね、教育長をはじめ、局長をはじめ、そしてまた各校区の校長先生、教頭先生、皆様のお力添えのおかげです、教員住宅の入居率というふうは上がってきているなというふうに思います。この場をお借りして、本当に関係者の皆様に対してはありがとうございますとお伝えしたいなというふうに思います。ただですね、100%であってほしいというふうに思うんですよ。教員住宅に住んでもらうのは100%、あと住む家がないんだったら仕方ないというふうにかう、村民のほうも思っているらしいようです。入居できない住宅があるということですが、この住居に対しては今後どうするか、お示ししていただきたいなと思います。

○教育委員会事務局長（藤 貴文君）

それではお答えします。入居できない住宅というのが田検校区に3戸あるのが、須古の老朽化している住宅でございます。あと名柄に1戸と名柄校区に1戸、2戸あるんですけども、そのうちの1戸が山村留学のための施設として、今使われているところがございまして、そこが含めて2戸、合計5戸が入居できない状況にあります。以上です。

○3番（保池穂好君）

すみません、名柄の1戸のほうは山村留学のため確保しておきたいということは了解しました、承知しました。ほかの入居できないのは、原因は何か、ちょっと教えていただけますか。

○教育委員会事務局長（藤 貴文君）

すみません、先ほどお話し忘れましたが、田検校区と同じように老朽化が原因でございます。

○3番（保池穂好君）

一度議会のほうでも視察のほうで須古のほうとか見させていただきましたけども、この老朽化した住宅については、今後改修等はしないという考えでよろしいですか。

○教育長（村野巳代治君）

お答えをします。須古の3件についての議員の、私も年度はもうちょっと記憶していない、3年ぐらい前だったですかね、一緒に見させてもらって、大変、あの土地自体もちょっと低いし、雨が降った場合には水のはけ口もあまりよくないし、手を入れてもなと、これは私の個人的な感想なんですけども、もう改修をするのも、ちょっとどうかかなと思っております。名柄のほうはですね、二つのうちの一つは今空いている状態で、もう1件は山村留学の体験入学用にどうしてもとっておかなく

ちやいけないものなので、もう一方のほうは入ろうと思えば入れる状況ではあると思います。ですので、須古の3件については、もうさようならというか、そのほうがいいのかと考えております。以上です。

○3番（保池穂好君）

先生方にどうやったらこう、住みやすくなるかとふうなことを聞くとですね、教育長、課長も局長も重々把握していると思うんですけど、やっぱり水回りがきれいでないと、確実に住みたくないなというふうな意見と、あとやっぱり来る前にですね、もちろん教員同士の情報、それとグーグルマップ等とかですね、写真で判断するみたいですね、外見もやっぱり重要というふうに受け止めました。やっぱりこの入居率を100%にするためには、ある程度外見のほうもよくして、もちろん水回り、中のほうもしっかり整備してですね、よりよい教育環境を作るためには、先生たちが地元に住んでもらって、そして地域の行事、奉仕作業など参加していただき、地域に認めてもらうからこそ、よい教育環境ができるんじゃないかなというふうに考えております。以前の議会でも質問させていただくときに、平成30年度に施行された学習指導要領の中でも、地域の方々の協力なしでは、その要領の教育等はできないというふうに認識しておりますので、ぜひですね、入居率100%にさせていただいて、子供たち、あの教師はどこから来て、島のことをなんか、偏見で見ているんじゃないかという声も聞いたり、よくない意見も聞きますのでですね、入居率を100%にしたら、いろんな事情があって村外から通う教師に対しても優しい目で見えていただけるなというふうに考えますので、ぜひ外観、そしてまた中をしっかりと手入れして、教員の皆さんが住みやすい環境を作っていただきたいなというふうに思いますが、この点について考えをお示してください。

○教育長（村野巳代治君）

議員のおっしゃることに、全く100%同感でございます。以上です。

○3番（保池穂好君）

100%同感ということでしたので、本当にありがとうございます。ただちょっと力が抜けたというか、何かもうちょっと返って来てほしいなという気持ちもちょうとあったんですけども、ぜひですね、そうしていただきたいなと思います。ただ1点、ちょっとすごい課題があるなというふうに感じていまして、先生が転出してから、また新しい人が転入する際には、期間がすごく短くて、中の改修等はすごい難しいなというふうに考えます。なので、もしほかの空き家があるのであれば、何かそこら付近もうまく活用してですね、何でしょう、隔年ごとにとか、何かいろいろ計画して、しっかりと整備していただけたらなと思いますので、100%考えが一緒ということですので、ぜひ入居率も100%にさせていただいて、そしてまた先生方もこの村内で買い物等していただいたりしてですね、村民の方触れ合い、そしてまた解け合い、よりよい教育環境を作っていただければなと、本当に切に願うところでございます。

少々時間が余るようですが、私の一般質問はこれで終了いたします。ありがとうございました。

○議長（杉浦治俊君）

これで、3番、保池穂好君の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時15分

○議長（杉浦治俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 日程第6 議案第29号 令和4年度宇検村一般会計補正予算について

○議長（杉浦治俊君）

日程第6、議案第29号、令和4年度宇検村一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第29号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第29号は、令和4年度宇検村一般会計補正予算についてですが、規定の予算に9,512万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ33億4,788万1,000円とするため議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提案理由の説明を終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○3番（保池穂好君）

すみません、11ページなんですけれども、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金事業費の項目がありますが、今、報道でですね、この交付金の使い方について妥当ではない使い方があるんじゃないかなというふうな報道があります。この点についてですね、国から指摘をいただいたときにしっかりと返答できればいいのかなというふうには考えております。10節から18節まで、しっかりとその意味を考えてですね、説明のほうをお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○総務課長（原田俊昭君）

それでは、まず10節、10節は需用費、防災用品が上がっておりますが、これは避難所関係の防災の備品等でございますが、もちろんこれは避難所に集中して集まると、またそれは新型コロナの関係があります。分散避難とか、そういうのを考えてこれは上げてございます。あとは、備品購入の

ところでは、総務課関係では防災コンテナとかもございます。これも各集落のいろんな防災に関係する備品とかが、今後増えてくることが予想されていまして、そうなった場合、集落においては集落の公民館に主に入れることになると思いますが、そうするとやはり狭くなります。ですから、またこういう倉庫をですね、防災の倉庫を別に設けて、なるべく避難所を広く使用してもらうという考えのもと、上げてございます。総務課関係では以上でございます。

○企画観光課長（辰島月美君）

企画観光関係の補正を説明いたします。先ほど総務課長のほうからありましたように新型コロナウイルスでは、コロナ収束後と、コロナの対策と、いろいろ使い方が決まっているはんですけども、企画観光課のほうではコロナ収束後の観光の在り方、そして避難所での赤土山湯湾岳のこの2件を説明したいと思います。

まず、委託料のほうですが、設計管理委託のほうで公衆トイレのろ過装置の設計委託とあります、2カ所ありまして、赤土山と湯湾岳になります。当初予算で工事のほうで640万計上させていただいておりましたが、再度見積りをし直して、ちょっと予算が足りないということで、工事費のほうで、そうですね、工事費のほうで352万2,000円、そしてそれに伴う設計管理委託で50万円計上させていただいております。あとはけんむんの館の看板設置ということで、これは集落座談会などでもいろいろご指摘いただきましたが、ちょっと入口が分かりにくいとか、案内板が足りないというご意見がありましたので、そちらのほうは観光の拠点となるけんむんの館の充実を図るということで、コロナ交付金のほうで計上させていただいております。

それと、17の備品のほうの宇検村景勝地体験支援事業備品の購入費ですが、サップとか、eバイクを購入させていただいております、それに伴う付属品になるんですけども、これが整いましたらツアーができるということで、先ほど一般質問の中でもありました村民を対象にいろいろ体験をしていただいて、ツアーの造成をし、またガイド協会とか観光産業を営んでいる方々と一緒に観光に利用できるような体制づくりを整えていきたいと思っています。以上です。

○議長（杉浦治俊君）

ほかに質疑ありませんか。

○3番（保池穂好君）

地域振興券。

○産業振興課長（柳 栄治君）

それでは、産業振興課関係の地域商品券事業について説明をいたします。今回のコロナ交付金がコロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活や事業所の負担の軽減を実施できるような趣旨がありましたので、地域商品券を当初プレミアム率を20%で4,000冊発売の予定でしたが、プレミアム率を50%とし、5,000円で7,500円の買い物ができる商品券の事業を実施します。枚数は8,800枚を予定しております。13の委託料は、それに伴う商工会の事務手数料になります。以上です。

○3番（保池穂好君）

はい、すみません。ちょっと不勉強で、ちょっと僕のほうで理解でき、わかんないんですけども、この防災関係とか、総務課長のほうから答弁いただいた分は、コロナに対しての対応をするからこの交付金を使えますよ、なので問題ないかなというふうに考えますが、看板等、メディアでも放送していますけれども、観光が落ちました、なので、ちゃんと看板等を設置して、今度、誘客して経済を活性化させるというような事業に対しても、コロナ交付金で使っても問題ないですよという認識でよろしいですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

はい、おっしゃるとおりです。この予算を計上する前に、まず、県を通して総務省のほうに事業の申請というのをやっております。その事業が観光であったり、防災であったり、また予防であったりという、そういう項目ごとに認められたその事業に対しての予算計上となっております。

○議長（杉浦治俊君）

ほかに質疑ありませんか。

○2番（壽山新太郎君）

1件だけ、ちょっと確認をさせてください。10ページの5款財産管理費の14節工事請負費、芦検公民館の改修工事2,100万計上されておりますが、私は芦検なので、この前の住民説明会で工事内容聞いておりますが、ほかの議員さんはですね、多分知らないと思いますので、この改修工事の中身と、今回採決された場合、工事はいつぐらいから始まるのか、教えてください。

○総務課長（原田俊昭君）

それでは、この芦検公民館の改修工事の説明をいたします。今、各集落の公民館とかはですね、劣化度に従って順次改修していくわけでございますが、芦検の公民館は非常に外壁がもう崩れてくる、もう崩れてきているところもありましたので、この劣化度診断で重点的に見ましたら、もう全体的にもう落ちてくる可能性があるということで、この事業費においては主に外壁の上の部分已全部落として、また塗り替えるという作業が事業費の主な部分です。それに伴って改修する場所をですね、見直しましたら、あとは内装のほうの部分とか、あとは台所のところの部分とかですね、ほか外壁に伴って見直したところをですね、いっぺんにもう改修しようということで上げております。そしてまた電気のほうも、最近の公共施設は脱炭素の流れもありまして、電気のほうもLEDに変えるとかですね、そういった改修になります。以上です。あと時期ですが、この6月の議会を通していただきましたら、それからすぐ取りかかりまして、改修は年内12月には終わる予定でございます。その前に、こちらの石綿含有検査というのがありますが、それもすぐ取りかかりまして、8月までにはですね、その石綿調査も行いたいと思っております。

○議長（杉浦治俊君）

ほかに質疑ありませんか。

○5番（肥後充浩君）

今のその石綿のことなんですけど、これはどういう検査でもって、どこの業者に委託するのか。もし石綿が出てきた場合は、多分それを取り除くための工法とか、そういったのが必要ですので、この芦検公民館の改修工事費の中に入っているのか、多分これは芦検公民館の石綿の話だと思いますけども、その辺どうなっていますか。

○総務課長（原田俊昭君）

この石綿の検査につきましては、令和4年度から解体も含めて、建物をいじるときには必ずしなければいけない検査ということになっておりまして、芦検公民館の改修に当たってもそれをしなければいけないということで進めております。もちろんそれが頭にございますので、この工事費の中に、もし石綿が出たときの、含有されていたときのその処分量までこれには含まれてございます。ですから、もし出てこなければ、その分が少なくなるということでありまして、そしてまた、この検査をする業者ですが、今年から始まったところでありまして、非常に業者も少ないところでありまして、2社ぐらい、あとは事業所関係が急ぎその事業ですか、それを取れるようにやっているようですが、今少ないので、その中から委託業者を決めてですね、進めていきたいと思っております。

○5番（肥後充浩君）

それと、やっぱりこういった芦検の改修、そういったのには補助金とか、そんなのはやっぱりなかったのですか、地方債と一般財源を充当していますので、もし何かあればそっちのほうにまた予算を組み替えてでも、なるべく村の金を使わないように、補助金で賄えるような方法を取ってほしいと思っております。その辺と、11ページの校務支援システム、委託料の、これはこういったことで1,400万なのか。ここで校務って、これは学校の校務なのか、学校の、それともう一つ、17の備品購入で宇検村景勝地体験支援事業備品購入というのが、これは何の、備品といってもどんなのを購入するのか。それと先ほどの避難所防災用品、避難所、これはコンテナが13台ということは、13集落しかコンテナを頼んでないので、その13集落だけに避難用の防災用品をやるのか、その3点、よろしくお願いします。

○総務課長（原田俊昭君）

まずは、芦検公民館の改修に当たる財源でございますが、これは当然、今あるこの避難所関係ということもありまして、地方創生臨時交付金とか、いろんなのを検討いたしました。ですが、とにかく芦検の公民館の周りに今バリケードとかをしている状態で、やっぱり早く進めなければいけないということもございまして、そういうことで言いますと、起債を財源としてやったほうが良いという判断をいたしました。また、臨時の交付金はまたほかにも使えるのもございますので、今回はですね、急ぐということもありまして起債を上げました。

あとこの防災コンテナですが、13台、これは区長会とかできちんと説明をして、どういった大きさのコンテナで、どういう方法で運んで来て設置しますとか、いろいろ説明をした上で、必要か、必要でないかということ話を聞かせていただきました。そういうことで13集落ということで13コンテナとなってございます。以上です。

〔発言する者あり〕

○総務課長（原田俊昭君）

全集落に置くということではございません。失礼しました。防災用品はですね、全集落でございます。以上です。

○教育委員会事務局長（藤 貴文君）

それではお答えします。校務支援システム導入委託料なんですけれども、年度当初9、1、2、13のほうに使用料として計上しておりました。当初はリースで契約して導入をする予定でしたが、今回、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の事業に該当するということが分かりまして、ここのほうで計上して委託料として導入するというふうになります。以上です。

○議長（杉浦治俊君）

ほかに質疑ありませんか。

失礼しました。

○企画観光課長（辰島月美君）

17節備品購入費の宇検村景勝地体験支援事業備品の購入に関しましては、現在整えているのがサップの5台とeバイクの6台になっております。6名を対象に団体ツアーというか、案内ができるようにということで、追加でサップ1台と、あとはレインウェア、雨の日の対応、そして夜のナイトツアー、夜のための対応、そして防寒関係ですね、スエットスーツを含めて、全て6組備品として揃えさせていただいて、いよいよプログラムに入っていくという体制づくりを整えてさせていただきたいと思います。

○議長（杉浦治俊君）

ほかに質疑ありませんか。

○6番（吉永常明君）

11ページ、33目18節の地域商品券なんですけど、先ほど課長から説明があったんですけども、今回、490万、当初490万を削除して、今回2,200万という結構な金額なんですよ。そうした中で、枚数も前年よりか100枚ほど増えているんですけども、使用期間は一緒にそれは対応するんですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

お答えします。使用期間に関しましては、発売期間が商工会と協議を行ったところ、9月1日から2月22ということでしたので、使用期間に関しましても、それと同じ期間で考えております。

○6番（吉永常明君）

今回、結構な率ですよ、2,500円も。となってきたときに、これが偏った人にわたるんじゃないかと、すごく危惧するんだけど、そこら辺の販売方法というのは、どういうふうに考えておりますか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

お答えします。購入制限としまして、1世帯当たり3万円の購入を9月から11月に考えております。

12月以降は1日当たり2万円という制限を付けて販売をしていく考えであります。

○議長（杉浦治俊君）

ほかに質疑ありませんか。

○3番（保池穂好君）

ありがとうございます。すみません、11ページの関連質問ですけれども、地域商品券についてですが、平等に行き渡らないといけないという意味は理解できるんですけども、逆に1世帯3万円ですと、1世帯子供なんかが多くてと考えると、一人1世帯というのと考えると、平等ではないんじゃないかなというふうに、ちょっと考えたんですけども、その点については何がおかしいのか分かりませんが、どんなふうにお考えかお示してください。

○産業振興課長（柳 栄治君）

お答えします。先ほど1世帯3万円というのは、月当たりの制限が3万円で、9月、10月、11月とあるので、1世帯毎月購入される方は9万円購入できるというふうになっております。

○議長（杉浦治俊君）

よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第29号、令和4年度宇検村一般会計補正予算について採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第29号、令和4年度宇検村一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第7 議案第30号 令和4年度宇検村国保事業特別会計補正予算について

○議長（杉浦治俊君）

日程第7、議案第30号、令和4年度宇検村国保事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第30号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第30号は、令和4年度宇検村国保事業特別会計補正予算についてですが、規定の予算に53万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ2億1,268万7,000円とするため、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで提出者の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第30号、令和4年度宇検村国保事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第30号、令和4年度宇検村国保事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第8 議案第31号 令和4年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算について

○議長（杉浦治俊君）

日程第8、議案第31号、令和4年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第31号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第31号は、令和4年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算についてですが、規定の予算に25万円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ9,196万9,000円とするため、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで提出者の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第31号、令和4年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第31号、令和4年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第9 議案第32号 令和4年度宇検村簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（杉浦治俊君）

日程第9、議案第32号、令和4年度宇検村簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○議長（杉浦治俊君）

議案第32号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第32号は、令和4年度宇検村簡易水道事業特別会計補正予算についてですが、規定の予算に400万円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ2億5,835万円とするため議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○6番（吉永常明君）

歳出8ページ、2目14節工事請負なんですけど、補助資産から単独資産に変わっているんだけど、この違いって、ちょっと説明をお願いします。

○建設課長（栄 平四郎君）

お答えします。当初、補助資産になっておりましてマイナスの2,000万、今回単独資産となってまたプラスの2,000万、この違いが本管から水道メーターの間は単独費ということで、当初、その部分も補助に入れていたもんですから、その部分の100件分の方の分を単独としてあげてあります。以上です。

○6番（吉永常明君）

当初の単なる勘違いということでいいんだよね。当初で補助で上げてあるやつが、本当はひっくり返さなきゃならないやつが勘違いで補助で上げていたということよね。

○6番（吉永常明君）

はい、組み替えによる増と減になっております。以上です。

○議長（杉浦治俊君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第32号、令和4年度宇検村簡易水道事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第32号、令和4年度宇検村簡易水道事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第10 議案第33号 令和4年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算について

○議長（杉浦治俊君）

日程第10、議案第33号、令和4年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第33号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第33号は、令和4年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算についてですが、規定の予算に83万9,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ2億8,501万円とするため議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第33号、令和4年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第33号、令和4年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第11 議案第34号 令和4年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計補正予算について

○議長（杉浦治俊君）

日程第11、議案第34号、令和4年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第34号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第34号は、令和4年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計補正予算についてですが、規定の予算に267万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ5,072万8,000円とするため議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○5番（肥後充浩君）

7ページの歳出のところで267万3,000円、これは1人の人件費分だと思うんですけれども、急に出てきた理由は、普通は当初で3月議会のほうで人件費、大体1人分出ると思うんですけれども、その理

由はどういった理由でしょうか。人員が増えたのか、職員数が増えたのか、その辺をお教えてください。

○保健福祉課長（保枝力人君）

お答えいたします。担当課が担当の者が変わります。給料が安い高いとありますので、今まで低い者がしていたのがちょっと給料の高い者がこの介護保険の担当ということで、給料が変わってきております。以上です。

○5番（肥後充浩君）

ということは、この200万ぐらい高くなる人の職種でもって、そこに担当者が来たということですか。

○保健福祉課長（保枝力人君）

3年度までは主事が担当しておりました。4年度からは補佐が担当することになりましたので、この分の差が出てきております。以上です。

○議長（杉浦治俊君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第34号、令和4年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第34号、令和4年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第12 陳情第7号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度の2分の1復元を図るための政府予算に係る意見書採択の陳情について

○議長（杉浦治俊君）

日程第12、陳情第7号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度の2分の1復元を図るための政府予算に係る意見書採択の陳情についてを議題といたします。

お諮りします。

本件は、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、陳情第7号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための政府予算に係る意見書採択の陳情についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案は、採決することに賛成の方はご起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦治俊君）

起立多数です。

したがって、陳情第7号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための政府予算に係る意見書採択の陳情については、採択することに決定いたしました。

△ 日程第13 発議第1号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1の復元を図るための政府予算に係る意見書採択について

○議長（杉浦治俊君）

日程第13、発議第1号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1の復元

を図るための政府予算に係る意見書採択についてを議題とします。

なお、本件に対する趣旨説明を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は趣旨説明を省略することに決定しました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第1号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための政府予算に係る意見書採択についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

発議第1号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための政府予算に係る意見書採択については、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

○職員（松井 学君）

ご起立願います。一同、礼。

散会 午後 2時54分

令和 4 年第 2 回宇検村議会定例会

第 2 日

令和 4 年 6 月 9 日

令和 4 年第 2 回宇検村議会定例会会議録
令和 4 年 6 月 9 日（木曜日）午前 9 時 3 0 分開議

1. 議事日程（第 2 号）

○日程第 1 議案第 35 号 宇検辺地総合整備計画の一部変更について

（説明・質疑・討論・採決）

○日程第 2 同意第 2 号 宇検村固定資産評価審査委員会委員の選任について

（説明・質疑・討論・採決）

○日程第 3 同意第 3 号 宇検村監査委員の選任について

（説明・質疑・討論・採決）

○日程第 4 議員派遣の件について

○日程第 5 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○日程第 6 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○閉会の宣言

1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

1. 出席議員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1 番	倉 本 富 夫 君	2 番	壽 山 新太郎 君
3 番	保 池 穂 好 君	4 番	海 原 隆 家 君
5 番	肥 後 充 浩 君	6 番	吉 永 常 明 君
7 番	喜 島 孝 行 君	8 番	杉 浦 治 俊 君

1. 欠席議員

なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 松 井 学 君 書 記 楠 田 綾 香 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

村 長 元 山 公 知 君	企画観光課長 辰 島 月 美 君
副 村 長 植 田 稔 君	教育委員会事務局長 藤 貴 文 君
教 育 長 村 野 巳代治 君	建 設 課 長 栄 平四郎 君
総 務 課 長 原 田 俊 昭 君	住民税務課長補佐 松 山 秀 人 君
保健福祉課長 保 枝 力 人 君	産業振興課長 柳 栄 治 君
会 計 課 長 小 松 洋 仁 君	

△ 開 会 午前９時３０分

○職員（松井 学君）

ご起立願います。一同、礼。

○議長（杉浦治俊君）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお配りしたとおりです。

△ 日程第１ 議案第35号 宇検辺地総合整備計画の一部変更について

○議長（杉浦治俊君）

日程第1、議案第35号、宇検辺地総合整備計画の一部変更についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

皆様、おはようございます。それでは、議案第35号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第35号は、宇検辺地総合整備計画の一部変更についてですが、計画の内容を一部変更するため、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第35号、宇検辺地総合整備計画の一部変更についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第35号、宇検辺地総合整備計画の一部変更については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第2 同意第2号 宇検村固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件

○議長（杉浦治俊君）

日程第2、同意第2号、宇検村固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

同意第2号について、提案理由のご説明をいたします。

同意第2号は、宇検村固定資産評価審査委員会委員の選任についてですが、宇検村大字須古426番地1、重山豊親氏を宇検村固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、同意第2号、宇検村固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件について、採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件これに同意することに賛成の方はご起立お願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦治俊君）

起立多数です。

したがって、同意第2号、宇検村固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件については、同意することに決定しました。

△ 日程第3 同意第3号 宇検村監査委員の選任について同意を求めることについて

○議長（杉浦治俊君）

日程第3、同意第3号、宇検村監査委員の選任について同意を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

同意第3号について、提案理由のご説明をいたします。

同意第3号は、宇検村監査委員の選任についてですが、宇検村大字田検443番地、本田清孝氏を宇検村監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、同意第3号、宇検村監査委員の選任について同意を求める件について採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦治俊君）

起立多数です。

したがって、同意第3号、宇検村監査委員の選任について同意を求めることについては、同意することに決定しました。

△ 日程第4 議員派遣の件について

○議長（杉浦治俊君）

日程第4、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配付のとおり、本村議会議員を派遣することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

お手元に配付のとおり、本村議会議員を派遣することに決定しました。

なお、派遣議員及び日程等に変更が生じた場合には、議長に一任していただきたいと思います。

△ 日程第5 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（杉浦治俊君）

日程第5、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件についてを議題とします。

総務文教常任委員長及び建設経済常任委員長から所管事務調査のうち会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

それぞれの委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

したがって、各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△ 日程第6 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長（杉浦治俊君）

日程第6、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件についてを議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしてあります次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第2回宇検村議会定例会を閉会します。

○職員（松井 学君）

ご起立願います。一同、礼。

閉会 午前 9時38分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

宇検村議会議長 杉 浦 治 俊

宇検村議会議員 倉 本 富 夫

宇検村議会議員 壽 山 新太郎